



# 三重県公報

平成27年3月27日（金）

号 外

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	<b>条 例</b>		
1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	( 教 育 委 員 会 )	8
2	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例等の一部を改正する等の条例	( 市 町 行 財 政 課 )	11
3	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	( 同 )	12
4	三重県行政手続条例の一部を改正する条例	( 法 務 ・ 文 書 課 )	14
5	三重県職員定数条例の一部を改正する条例	( 総 務 課 )	16
6	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	( 人 事 課 )	17
7	現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	( 同 )	42
8	三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	( 同 )	48
9	三重県特別会計条例の一部を改正する条例	( サービス産業振興課 )	49
10	三重県安心こども基金条例の一部を改正する条例	( 子 育 て 支 援 課 )	50
11	三重県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	( 健 康 づ くり 課 )	51
12	三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	( 交 通 安 全 ・ 消 費 生 活 課 )	52
13	三重県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例	( 森 林 ・ 林 業 経 営 課 )	53
14	三重県手数料条例の一部を改正する条例	( 住 宅 課 )	54
15	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	( 警 察 本 部 )	67
16	三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例	( 農 業 基 盤 整 備 課 )	79
17	三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	( 障 が い 福 祉 課 )	80
18	三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	( 同 )	81
19	三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	( 同 )	82
20	三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	( 同 )	84
21	三重県立草の実リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例	( 発 達 支 援 体 制 推 進 プロジェクトチーム )	85
22	食品衛生の措置基準等に関する条例の一部を改正する条例	( 食 品 安 全 課 )	86
23	三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	( 少 子 化 対 策 課 )	97
24	三重県農村地域資源保全向上委員会条例の一部を改正する条例	( 農 業 基 盤 整 備 課 )	100
25	三重県指定猟法禁止区域等の区域内に設置する標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例	( 獣 害 対 策 課 )	101
26	三重県建築基準条例の一部を改正する条例	( 建 築 開 発 課 )	102
27	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例	( 教 育 委 員 会 )	103
28	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	( 同 )	104
29	県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	( 同 )	123

30	公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	( 教 育 委 員 会 )	129
31	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例	( 同 )	130
32	三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	( 企 業 庁 )	131
33	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	( 同 )	132
34	三重県水道供給条例の一部を改正する条例	( 同 )	133
35	病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	( 病 院 事 業 庁 )	134
36	三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例	( 警 察 本 部 )	135
37	三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例	( 同 )	136
38	三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	( 長 寿 介 護 課 )	137
39	三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	( 同 )	142
40	三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	( 同 )	143
41	三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	( 同 )	144
42	三重県議会委員会条例の一部を改正する条例	( 県 議 会 )	157

**公布された条例のあらまし**

- ◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第1号）
  - 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。
  
- ◎ 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例等の一部を改正する等の条例（条例第2号）
  - 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による住民基本台帳法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
  - 2 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとしました。
  
- ◎ 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）
  - 1 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うこととしました。
  - 2 この条例は、平成27年4月1日（一部平成27年5月29日）から施行することとしました。
  
- ◎ 三重県行政手続条例の一部を改正する条例（条例第4号）
  - 1 行政手続法の一部改正に鑑み、処分等の求め等の手続を整備することとしました。
  - 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。
  
- ◎ 三重県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第5号）
  - 1 平成27年度の職員定数の見直しに伴い、企業庁の職員の定数の改正を行うこととしました。
  - 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。
  
- ◎ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第6号）
  - 1 人事委員会の議会及び知事に対する平成26年10月15日付けの給与制度の総合的見直しに関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の給料月額、単身赴任手当の額並びに地域手当の級地の区分及び支給割合の改定等を行うこととしました。
  - 2 この条例は、平成27年4月1日（一部平成28年4月1日）から施行することとしました。
  
- ◎ 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）
  - 1 一般職に属する職員の給与改定に準じ、現業職員の給料月額を改定することとしました。
  - 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。
  
- ◎ 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（条例第8号）
  - 1 給与制度の総合的見直し退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、現行の退職手当の支給水準の範囲内で、職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるため、退職手当の調整額を改定することとしました。
  - 2 この条例は、平成27年4月1日（一部公布の日）から施行することとしました。

◎ 三重県特別会計条例の一部を改正する条例（条例第 9 号）

- 1 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止等に伴い規定を整理するとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づき創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者に対する資金の貸付けを実施するため規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。

◎ 三重県安心子ども基金条例の一部を改正する条例（条例第 10 号）

- 1 三重県安心子ども基金の設置の目的を達成するための一部の事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（条例第 11 号）

- 1 三重県自殺対策緊急強化基金の設置の目的を達成するための事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（条例第 12 号）

- 1 三重県消費者行政活性化基金の設置の目的を達成するための事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例（条例第 13 号）

- 1 三重県森林整備加速化・林業再生基金の設置の目的を達成するための事業に係る償還金を受け入れるため、規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 14 号）

- 1 建築基準法の一部改正等に鑑み、手数料等についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日（一部平成 27 年 5 月 29 日、平成 27 年 6 月 1 日及び平成 27 年 7 月 1 日）から施行することとしました。

◎ 三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第 15 号）

- 1 道路交通法等の一部改正に鑑み、運転免許試験手数料等についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日（一部平成 27 年 6 月 1 日）から施行することとしました。

◎ 三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例（条例第 16 号）

- 1 国営事業の計画確定に伴い、県が徴収する土地改良法第 90 条第 2 項の規定による負担金についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第 17 号）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に鑑み、規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。

- ◎ 三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第18号）
  - 1 児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第19号）
  - 1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に鑑み、規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、平成27年4月1日（一部公布の日）から施行することとしました。
- ◎ 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第20号）
  - 1 児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県立草の実りハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（条例第21号）
  - 1 児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 食品衛生の措置基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第22号）
  - 1 食品衛生法に基づく食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針の一部改正に鑑み、公衆衛生上講ずべき措置基準の規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、平成27年7月1日から施行することとしました。
- ◎ 三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（条例第23号）
  - 1 携帯電話等を所有する青少年が増え、携帯電話等からの不適切なインターネット利用により青少年が青少年有害情報を閲覧する危険性が増し、犯罪被害に巻き込まれる事例が増加している状況に鑑み、青少年が携帯電話等から安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、青少年有害情報フィルタリングサービス等に係る規定等を整備することとしました。
  - 2 この条例は、平成27年7月1日から施行することとしました。
- ◎ 三重県農村地域資源保全向上委員会条例の一部を改正する条例（条例第24号）
  - 1 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の制定に鑑み、三重県農村地域資源保全向上委員会において多面的機能発揮促進事業に関する事項を調査審議するため、規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 三重県指定猟法禁止区域等の区域内に設置する標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例（条例第25号）
  - 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
  - 2 この条例は、平成27年5月29日から施行することとしました。
- ◎ 三重県建築基準条例の一部を改正する条例（条例第26号）
  - 1 建築基準法の一部改正に鑑み、特殊建築物の耐火に関する建築基準等についての規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、平成27年6月1日から施行することとしました。

**◎ 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第 27 号）**

- 1 平成 27 年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数等の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしました。

**◎ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第 28 号）**

- 1 人事委員会の議会及び知事に対する平成 26 年 10 月 15 日付けの給与制度の総合的見直しに関する勧告等に鑑み、公立学校職員の給料月額、単身赴任手当の額並びに地域手当の級地の区分及び支給割合の改定等を行うとともに、主幹教諭及び指導教諭の設置に鑑み、教育職給料表に新たな級を創設することとしました。
- 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日（一部平成 28 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

**◎ 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第 29 号）**

- 1 公立学校職員の給与改定に準じ、県立高等学校等の現業職員の給料月額を改定することとしました。
- 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしました。

**◎ 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 30 号）**

- 1 給与制度の総合的見直しが退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、現行の退職手当の支給水準の範囲内で、職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるため、退職手当の調整額を改定することとしました。
- 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。

**◎ 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例（条例第 31 号）**

- 1 県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、新たに名張市に高等学校を設置することとしました。
- 2 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。

**◎ 三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 32 号）**

- 1 長ヶ発電所、宮川第三発電所、三瀬谷発電所、大和谷発電所及び青田発電所の譲渡に伴う地方公営企業法第 2 条第 1 項第 6 号の規定による電気事業の廃止並びに同法第 2 条第 3 項の規定による電気事業の開始に伴い、規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしました。

**◎ 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第 33 号）**

- 1 人事委員会の議会及び知事に対する平成 26 年 10 月 15 日付けの給与制度の総合的見直しに関する勧告等に鑑み、管理職員特別勤務手当、勤勉手当及び単身赴任手当の規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしました。

**◎ 三重県水道供給条例の一部を改正する条例（条例第 34 号）**

- 1 水道事業の円滑な維持運営を図るため、基本料金の料率を改定することとしました。
- 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしました。

**◎ 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第 35 号）**

- 1 人事委員会の議会及び知事に対する平成 26 年 10 月 15 日付けの給与制度の総合的見直しに関する勧告等に鑑み、管理職員特別勤務手当、勤勉手当及び単身赴任手当の規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしました。

- ◎ 三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例（条例第 36 号）
  - 1 厳しさを増す治安情勢に的確に対処するため、警察職員の定員の改正を行うこととしました。
  - 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしました。
  
- ◎ 三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例（条例第 37 号）
  - 1 本県の暴力団情勢、暴力団排除対策の現状等を踏まえ、県民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、所要の改正を行うとともに、少年院法及び少年鑑別所法の制定に伴い、規定を整理することとしました。
  - 2 この条例は、平成 27 年 7 月 1 日（一部少年院法の施行の日）から施行することとしました。
  
- ◎ 三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第 38 号）
  - 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしました。
  
- ◎ 三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第 39 号）
  - 1 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしました。
  
- ◎ 三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第 40 号）
  - 1 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしました。
  
- ◎ 三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第 41 号）
  - 1 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしました。
  
- ◎ 三重県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第 42 号）
  - 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、出席説明の要求についての規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしました。

条 例
-----

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十四条の二の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十四条の二の規定に基づく職務権限の特例に関する条例(平成二十四年三重県条例第三号)の一部を次のように改正する。

題名中「第二十四条の二」を「第二十三条」に改める。

本則中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

(特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第二条 特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十六年三重県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表中 教育委員会の委員	区分 委員長	報酬額 月額 七六、〇〇〇円	旅費額 知事及び副知事 の旅費相当額
		日額 二一、〇〇〇円	
	委員	月額 六五、〇〇〇円	
		日額 二一、〇〇〇円	

を

区分 教育委員会の委員	報酬額 月額 六五、〇〇〇円	旅費額 知事及び副知事 の旅費相当額
	日額 二一、〇〇〇円	

に改める。

(三重県母子・父子福祉センター条例等の一部改正)

第三条 次に掲げる条例の規定中「委員会の委員」の下に「(教育委員会にあつては、教育長及び委員)」を加える。

- 一 三重県母子・父子福祉センター条例(昭和三十九年三重県条例第二十六号)第三条第二項
- 二 三重県病院事業条例(昭和三十九年三重県条例第六十号)第十九条第二項
- 三 三重県都市公園条例(昭和四十七年三重県条例第三十三号)第十四条の三第二項
- 四 三重県営松阪野球場条例(昭和五十年三重県条例第三十号)第二条第二項
- 五 三重県営ライフル射撃場条例(昭和五十一年三重県条例第六号)第二条第二項
- 六 三重県立熊野少年自然の家条例(昭和五十一年三重県条例第六十号)第三条第二項



- 七 三重県民の森条例（昭和五十五年三重県条例第三号）第三条第二項
- 八 三重県身体障害者総合福祉センター条例（昭和六十年三重県条例第一号）第三条第二項
- 九 三重県立鈴鹿青少年センター条例（昭和六十年三重県条例第五号）第三条第二項
- 十 三重県流域下水道条例（昭和六十二年三重県条例第二十八号）第四条第二項  
（みえこどもの城条例等の一部改正）

第四条 次に掲げる条例の規定中「委員会の委員」の下に「（教育委員会にあつては、教育長及び委員）」を加える。

- 一 みえこどもの城条例（平成元年三重県条例第四号）第三条第二項
- 二 三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例（平成四年三重県条例第三十二号）第三条第二項
- 三 三重県営サンアリーナ条例（平成六年三重県条例第四号）第三条第二項
- 四 三重県総合文化センター条例（平成六年三重県条例第五号）第三条第二項
- 五 三重県交通安全研修センター条例（平成七年三重県条例第五号）第三条第二項
- 六 三重県特定公共賃貸住宅条例（平成八年三重県条例第二十八号）第三十条第二項
- 七 三重県営住宅条例（平成九年三重県条例第五十二号）第五十一条第二項
- 八 三重県立ゆめドームうえの条例（平成九年三重県条例第五十七号）第三条第二項
- 九 三重県上野森林公園条例（平成十年三重県条例第四号）第三条第二項
- 十 三重県環境学習情報センター条例（平成十一年三重県条例第三十六号）第三条第二項
- 十一 みえ県民交流センター条例（平成十三年三重県条例第四号）第三条第二項
- 十二 三重県視覚障害者支援センター条例（平成十七年三重県条例第四十一号）第三条第二項
- 十三 三重県立熊野古道センター条例（平成十八年三重県条例第四号）第三条第二項
- 十四 三重県地方卸売市場条例（平成十八年三重県条例第七十三号）第三条第二項
- 十五 三重県聴覚障害者支援センター条例（平成二十三年三重県条例第二十八号）第三条第二項

（三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第五条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成十三年三重県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「勤務条件」の下に「等」を加える。

第二条及び第三条第二項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第七条の次に次の一条を加える。

（職務に専念する義務の免除）

第八条 教育長は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除される。

- 一 研修に参加する場合
- 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合

三 前二号に規定する場合を除くほか、教育委員会規則で定める場合

- 2 教育長は、災害その他やむを得ない事情により前項の規定による承認を受けることができなかった場合には、教育委員会規則の定めるところにより、その承認を求めなければならない。

(県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の一部改正)

第六条 県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例(平成十四年三重県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

(三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例の一部改正)

第七条 三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例(平成十四年三重県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

(三重県都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第八条 三重県都市公園条例の一部を改正する条例(平成二十六年三重県条例第七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 5 附則第三項の場合において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号。以下この項において「地教行法改正法」という。)の施行の際に現に在職する地教行法改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第十六条第一項の教育委員会の教育長(以下この項において「旧教育長」という。)の教育委員会の委員としての任期が満了する日(当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日)後は、競技場条例第三条第二項中「委員会の委員」とあるのは「委員会の委員(教育委員会にあつては、教育長及び委員)」とする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の場合においては、第二条の規定による改正後の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は適用せず、第二条の規定による改正前の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第二号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例等の一部を改正する等の条例

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第一条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成二十二年三重県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条の七第三項」を「第三十条の八」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第二条中「第三十条の七第四項第二号」を「第三十条の十三第一項」に改める。

第三条中「第三十条の七第四項第二号」を「第三十条の十三第一項」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第四条中「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に改める。

第五条中「第三十条の八第二項」を「第三十条の十五第二項」に改める。

第六条中「第三十条の八第二項」を「第三十条の十五第二項」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第七条中「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

(本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例の一部改正)

第二条 本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例(平成十四年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条の九第三項」を「第三十条の四十第三項」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改める。

第二条中「第三十条の九第一項」を「第三十条の四十第一項」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に、「第三十条の九第二項」を「第三十条の四十第二項」に改める。

第三条中「第三十条の九第一項」を「第三十条の四十第一項」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改める。

(三重県住民基本台帳法関係手数料条例の廃止)

第三条 三重県住民基本台帳法関係手数料条例(平成十四年三重県条例第四号)は、廃止する。

### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の施行の日から施行する。

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七号の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に、「オスイタチ」を「イタチ」に、「又はアライグマを被害の防止の目的」を「アライグマ又はハクビシンを鳥獣の保護又は管理の目的（被害の防止の目的に限る。）」に改める。

別表第二第五号の四の項中「、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下この項において「政令」という。）」を削り、同項ロ中（ハ）から（イ）までを削り、（ト）から（カ）までを（ハ）から（ヌ）までとし、（ヨ）から（ツ）までを削り、「（ツ）まで」を「（ヌ）まで」に改め、（ヅ）を（ル）とし、同項ハ中（イ）を削り、（ロ）を（イ）とし、（ハ）及び（ニ）を削り、（ホ）を（ロ）とし、（ハ）から（ヌ）までを削り、（ル）から（ヨ）までを（ハ）から（ト）までとし、「、高度管理医療機器等の販売業者若しくは貸与業者又は管理医療機器の販売業者若しくは貸与業者」を削り、（ク）を（チ）とし、同項中二を削り、同表第十五号の項中「（他の市町の区域にわたるものを除く。）」を削り、同表第十六号の項中「都市計画法施行規則」の下に「第三十四条」を加え、同表第十七号の項を次のように改める。

十七 都市計画法施行規則（前項に掲げるものを除く。） 及び同法の施行のための規則に基づく申請書、その他の書類の受理に関する事務で別に規則で定めるもの	各町
---	----

別表第二第三十二号の項を次のように改める。

三十二 削除	
--------	--

別表第二第三十四号の項中「（他の市町の区域にわたる場合を除く。）」を削り、「津市」の下に「、桑名市」を加え、同表第三十四号の二の項中「にあつては、他の市町の区域にわたる場合に限る。」を「を除く。」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一第七号の項の改正規定は、平成二十七年五月二十九日から施行する。  
（処分、申請等に関する経過措置）
- この条例の施行の際改正前の別表第二第十五号の項に掲げる事務に係る法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為は、施行日以後における法令の適用については、なお従前の例による。
- この条例の施行の際改正前の別表第二第三十二号の項に掲げる事務に係る条例若しく

は規則（以下この項において「条例等」という。）の規定により鳥羽市長がした申請書の受理その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に条例等の規定により鳥羽市長に対してなされた申請その他の行為は、施行日以後における条例等の適用については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際改正後の別表第二第三十四号の項に掲げる事務に係る条例若しくは規則（以下この項において「条例等」という。）の規定により知事がした確認その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に条例等の規定により知事に対してなされた確認その他の行為で施行日以後において桑名市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、桑名市長がした確認その他の行為又は桑名市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

5 この条例の施行の際改正前の別表第二第三十四号の二の項に掲げる事務に係る条例若しくは規則（以下この項において「条例等」という。）の規定により知事がした協議書の受理その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に条例等の規定により知事に対してなされた協議その他の行為は、施行日以後における条例等の適用については、なお従前の例による。

三重県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第四号

三重県行政手続条例の一部を改正する条例

三重県行政手続条例（平成八年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 行政指導（第三十条―第三十六条）」を「第四章 行政指導（第三十条―第三十七条）」に、「第五章 処分等の求め（第三十八条）」に、「第五章」を「第六章」に、「第三十七条」を「第三十九条」に、「第六章」を「第七章」に、「第三十八条」を「第四十条」に改める。

第二条第一項第五号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第三条中「第四章」を「第五章」に改め、同条第七号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第八号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第四条、第十三条から第十五条まで、第二十二条第三項及び第二十八条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第三十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- 二 前号の条項に規定する要件
- 三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第三十八条を第四十条とする。

第六章を第七章とする。

第三十七条の見出しを削り、同条を第三十九条とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

#### 第五章 処分等の求め

第三十八条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 法令に違反する事実の内容
- 三 当該処分又は行政指導の内容
- 四 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

- 五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
  - 六 その他参考となる事項
- 3 当該行政庁又は県の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第四章中第三十六条を第三十七条とし、第三十五条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第三十五条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
  - 二 当該行政指導の内容
  - 三 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
  - 四 前号の条項に規定する要件
  - 五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
  - 六 その他参考となる事項
- 3 当該県の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。
- 第七条の二第二項中「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に、「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改める。

三重県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第五号

三重県職員定数条例の一部を改正する条例

三重県職員定数条例（昭和二十四年三重県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「二三八人」を「一九八人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。



職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第六号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「五十五歳以上の」を「前項の規定にかかわらず、五十五歳以上の」に、「前項の規定の適用については、同項中「四号給(人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給)」とあるのは、「二号給」とする。」を「第三項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。」に改める。

第十二条の二第二項第一号中「百分の十八」を「百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の十五」を「百分の十六」に改め、同項第三号中「百分の十二」を「百分の十五」に改め、同項第四号中「百分の十」を「百分の十二」に改め、同項第五号中「百分の六」を「百分の十」に改め、同項第六号中「百分の三(人事委員会規則で定める地域及び公署にあつては、百分の四)」を「百分の六」に改め、同項に次の一号を加える。

七 七級地 百分の三(人事委員会規則で定める地域及び公署にあつては、百分の四・五)

第十二条の三中「百分の十五」を「百分の十六」に改める。

第十三条第三項中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会規則で定めるもののうち、」及び「当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第十三条の二第二項中「二万三千元」を「三万円」に、「四万五千元」を「五万八千元」に改め、同条第三項中「公立学校職員給与条例等適用職員」を「公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十七年三重県条例第一号)、県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十七年三重県条例第二号)、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十二号)若しくは病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)の適用を受ける職員(第十九条の二第二項において「公立学校職員給与条例等適用職員」という。)」に改め、「特定地方独立行政法人の職員等」の下に「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下この項において「特定地方独立行政法人」という。))の職員及び県が設立する特定地方独立行政法人

の役員をいう。第十九条の二第二項において同じ。)」を、「一般地方独立行政法人等職員等」の下に「(三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人等職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。第十九条の二第二項において同じ。)」を加える。

第十七条の二第一項中「占める職員」の下に「(次項において「管理監督職員」という。)」を、「年末年始の休日等」の下に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第十七条の二第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)

二 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、六千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

第二十二條第一項中「対し、」の下に「その者の任命権者が定める期間における人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

第二十四條の二中「および」を「及び」に改め、「額に相当する金額」の下に「並びに県が職員の居住の用に供する施設(人事委員会が定めるものに限る。)の貸付料及びその使用に必要な経費に相当する金額」を加える。

附則第十二項中「当分の間」を「平成二十七年六月一日までの間」に、「以下「管理職員」という。)にあつては、第二十二條第一項中「基準日以前六箇月以内の期間」とあるのは「知事が別に定める期間」と、管理職員」を「)」に、「同条第二項中」を「第二十二條第二項第一号中」に、「次項」を「次項及び附則第十九項第四号」に改める。

附則第十九項中「当分の間」を「平成三十一年三月三十一日までの間」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第6条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100	519,400
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200	522,300
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200	525,400
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200	528,500
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200	531,600
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200	533,900
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200	536,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300	538,800
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000	541,200
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100	543,000
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100	544,800
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200	546,700
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900	548,400
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200	549,800
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500	551,100
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800	552,200
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900	553,500
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300	554,500
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800	555,400
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200	556,300
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400	557,200
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800	
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300	
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800	
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900	
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000	
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200	
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400	
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400	
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300	
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200	
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100	
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900	
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800	
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500	
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000	
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700	
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300	
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100	
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700	

	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000	
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300	
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700		
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100		
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800		
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300		
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700		
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100		
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500		
	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900		
	54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300		
	55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700		
	56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000		
	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300		
	58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700		
	59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000		
	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300		
	61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600		
再任 用職 員以 外の 職員	62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800			
	63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100			
	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400			
	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700			
	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000			
	67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300			
	68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600			
	69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800			
	70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100			
	71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400			
	72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700			
	73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900			
	74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200			
	75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500			
	76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700			
	77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900			
	78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200			
	79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500			
	80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700			
	81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900			
	82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200			
	83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500			
	84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700			

85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900				
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000					
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300					
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500					
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700					
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000					
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300					
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500					
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700					
94		292,500	340,300							
95		292,900	340,800							
96		293,300	341,200							
97		293,500	341,300							
98		293,800	341,800							
99		294,200	342,200							
100		294,600	342,500							
101		294,800	342,800							
102		295,100	343,200							
103		295,500	343,600							
104		295,800	344,000							
105		296,000	344,500							
106		296,300	344,900							
107		296,700	345,300							
108		297,000	345,700							
109		297,200	346,200							
110		297,600	346,600							
111		298,000	346,900							
112		298,300	347,200							
113		298,400	347,700							
114		298,700								
115		299,000								
116		299,400								
117		299,600								
118		299,800								
119		300,100								
120		300,400								
121		300,800								
122		301,000								
123		301,300								
124		301,600								
125 特		301,900								817,000
再任用職員	185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700	519,100

備考 (一) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(二) この表の10級の特号給は、第6条の2の人事委員会規則で定める職を占める職員に適用する。

別表第二（第6条関係）

## 公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,300	175,900	202,500	242,300	287,600	315,000	343,800	378,900	420,500
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	289,900	317,200	346,000	381,100	422,300
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	292,100	319,500	348,300	383,200	424,200
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	294,400	321,700	350,500	385,300	426,100
	5	167,000	183,200	210,500	249,400	296,300	324,000	352,600	387,200	427,500
	6	168,900	185,500	212,500	251,200	298,600	326,200	354,700	389,200	429,200
	7	170,700	187,800	214,500	252,800	300,900	328,500	356,900	391,100	430,800
	8	172,600	190,100	216,400	254,500	303,100	330,800	359,100	392,900	432,300
	9	174,300	192,300	218,500	256,000	305,200	332,700	361,000	394,700	433,900
	10	176,000	194,900	220,300	257,600	307,400	335,000	363,200	396,700	435,600
	11	177,700	197,400	222,100	259,000	309,700	337,200	365,300	398,700	437,200
	12	179,400	199,900	223,900	260,500	311,900	339,500	367,500	400,800	438,800
	13	181,300	202,300	225,800	262,200	314,000	341,600	369,700	402,600	439,900
	14	183,400	204,100	227,700	263,600	316,300	343,700	371,800	404,700	441,500
	15	185,500	205,900	229,600	264,800	318,500	345,900	374,000	406,700	443,300
	16	187,600	207,700	231,500	266,100	320,800	348,000	376,100	408,800	445,100
	17	189,800	209,600	233,100	267,300	322,700	350,200	377,900	410,500	446,700
	18	192,200	211,500	234,900	268,900	325,000	352,200	379,900	412,200	448,500
	19	194,600	213,400	236,700	270,400	327,100	354,300	381,900	413,900	450,300
	20	197,000	215,200	238,500	271,900	329,400	356,400	383,900	415,500	452,000
	21	199,500	216,900	240,100	273,300	331,500	358,500	385,700	417,200	453,600
	22	201,300	218,700	241,500	274,700	333,500	360,500	387,800	418,800	455,300
	23	203,100	220,500	242,700	276,300	335,600	362,500	389,900	420,200	456,900
	24	204,900	222,300	244,000	277,900	337,600	364,600	391,900	421,700	458,700
	25	206,800	224,000	245,300	279,100	339,600	366,500	393,600	423,000	460,200
	26	208,600	225,700	246,700	281,200	341,700	368,500	395,600	424,400	461,600
	27	210,400	227,400	248,100	283,300	343,700	370,600	397,700	425,900	463,100
	28	212,100	229,100	249,300	285,400	345,700	372,600	399,800	427,500	464,400
	29	214,000	230,600	250,600	287,400	347,900	374,500	401,300	428,800	465,600
	30	215,800	232,400	251,700	289,400	350,000	376,600	403,100	430,500	466,300
	31	217,600	234,200	253,100	291,400	352,000	378,700	404,800	432,200	467,000
	32	219,400	236,000	254,200	293,300	354,100	380,700	406,500	433,800	467,700
	33	221,100	237,400	255,300	295,200	355,800	382,600	408,200	435,200	468,200
	34	222,800	238,900	256,600	297,000	357,800	384,700	409,700	436,900	469,000
	35	224,500	240,200	257,800	298,900	359,800	386,800	411,300	438,600	469,700
	36	226,200	241,600	259,000	300,800	361,900	388,700	412,800	440,200	470,300
	37	227,700	242,900	260,100	302,600	363,800	390,400	414,100	441,600	470,600
	38	229,500	244,200	261,300	304,500	365,900	391,900	415,600	442,300	471,200
	39	231,300	245,500	262,500	306,400	367,900	393,200	417,100	443,000	471,700
	40	233,100	246,700	263,600	308,200	369,900	394,600	418,600	443,700	472,200
	41	234,500	248,000	264,800	310,100	371,900	395,800	420,100	444,100	472,700
	42	235,900	249,200	266,400	311,900	374,000	396,900	421,400	444,700	473,100
	43	237,200	250,500	267,900	313,800	376,100	397,900	422,700	445,400	473,500
	44	238,400	251,600	269,100	315,700	378,100	398,900	423,900	446,000	473,900

	45	239,700	252,800	270,300	317,500	379,800	400,100	424,900	446,800	474,200
	46	240,800	254,000	271,900	319,400	381,500	401,300	425,600	447,500	
	47	241,900	255,200	273,600	321,300	383,100	402,400	426,400	448,000	
	48	242,900	256,400	275,200	323,100	384,800	403,600	427,200	448,500	
	49	243,900	257,500	277,000	324,700	386,200	404,900	427,700	449,000	
	50	245,000	258,700	278,700	326,300	387,200	405,700	428,100	449,300	
	51	246,300	259,900	280,400	327,900	388,200	406,500	428,500	449,600	
	52	247,400	261,100	282,000	329,600	389,200	407,200	428,800	450,000	
	53	248,500	262,300	283,500	331,300	390,500	407,700	429,100	450,400	
	54	249,800	263,600	285,300	333,000	391,600	408,400	429,500	450,600	
	55	250,900	265,100	287,000	334,800	392,700	409,100	429,800	450,900	
	56	252,100	266,300	288,800	336,600	393,900	409,700	430,100	451,100	
	57	253,300	267,400	290,400	337,800	395,200	410,400	430,400	451,500	
	58	254,300	269,100	292,100	339,500	396,000	410,800	430,700	451,700	
	59	255,300	270,700	293,900	341,200	396,800	411,400	431,000	451,900	
	60	256,400	272,300	295,700	342,800	397,500	412,000	431,300	452,100	
	61	257,500	273,900	297,200	344,400	398,000	412,400	431,600	452,500	
	62	258,700	275,500	299,000	346,100	398,700	413,000	431,900		
	63	259,900	277,100	300,800	347,800	399,400	413,500	432,200		
	64	260,900	278,700	302,500	349,500	400,100	414,000	432,500		
	65	262,000	280,200	304,000	351,100	400,400	414,500	432,800		
	66	263,300	281,600	305,700	352,700	401,100	415,100	433,100		
	67	264,700	283,100	307,300	354,300	401,800	415,500	433,400		
	68	266,000	284,600	309,000	355,900	402,400	416,000	433,700		
	69	267,200	286,200	310,600	357,100	402,800	416,400	433,900		
	70	268,600	287,700	312,000	358,500	403,300	416,700	434,200		
	71	270,000	289,300	313,500	359,800	403,900	417,000	434,500		
	72	271,400	290,900	315,000	361,200	404,400	417,300	434,800		
	73	272,700	292,200	316,000	362,400	404,900	417,600	435,000		
	74	274,100	293,600	317,600	363,600	405,300	417,900	435,300		
	75	275,500	295,100	319,200	364,900	405,800	418,200	435,600		
	76	276,800	296,600	320,900	366,200	406,300	418,500	435,900		
	77	278,000	297,700	322,700	367,500	406,800	418,700	436,100		
	78	279,200	299,200	324,400	368,700	407,300	419,000	436,400		
	79	280,400	300,600	326,000	369,900	407,900	419,300	436,700		
	80	281,500	302,100	327,600	371,100	408,400	419,600	437,000		
	81	282,800	303,600	329,300	372,300	408,800	419,800	437,200		
	82	284,000	305,000	331,000	373,500	409,400	420,100	437,500		
	83	285,300	306,300	332,600	374,600	409,900	420,400	437,800		
	84	286,600	307,700	334,300	375,800	410,100	420,600	438,100		
	85	287,800	308,900	335,700	376,900	410,400	420,800	438,300		
	86	289,000	310,400	337,200	377,500	410,900	421,100			
	87	290,200	311,800	338,700	378,000	411,200	421,400			
	88	291,400	313,300	340,200	378,600	411,500	421,600			
	89	292,500	314,800	341,500	379,200	411,800	421,800			
	90	293,700	316,300	342,700	379,800	412,200	422,100			
	91	294,800	317,700	344,000	380,400	412,600	422,400			
	92	296,000	319,200	345,300	381,000	413,000	422,600			
	93	296,800	320,500	346,700	381,300	413,300	422,800			
	94	298,100	321,800	348,200	381,800					
	95	299,300	323,200	349,700	382,400					
	96	300,600	324,500	351,200	382,900					

再任用職員以外の職員

97	301,700	325,700	352,500	383,300					
98	302,900	327,000	353,700	383,700					
99	304,100	328,300	354,800	384,300					
100	305,300	329,600	356,000	384,800					
101	306,500	331,000	357,100	385,200					
102	307,500	331,900	358,200	385,700					
103	308,600	333,100	359,300	386,300					
104	309,600	334,300	360,500	386,800					
105	310,400	335,400	361,700	387,100					
106	311,000	336,500	362,200	387,500					
107	311,600	337,500	362,800	388,000					
108	312,300	338,600	363,400	388,300					
109	312,800	339,800	364,000	388,600					
110	313,300	340,800	364,500	389,100					
111	313,900	341,800	365,000	389,600					
112	314,500	342,700	365,500	390,100					
113	315,300	343,600	365,900	390,400					
114	316,000	344,500	366,300	390,900					
115	316,700	345,500	366,900	391,400					
116	317,400	346,500	367,400	391,900					
117	318,000	347,500	367,800	392,200					
118	318,800	348,000	368,300	392,700					
119	319,500	348,600	368,900	393,200					
120	320,300	349,200	369,400	393,700					
121	320,900	349,500	369,500	394,100					
122	321,200	349,900	370,100	394,600					
123	321,700	350,400	370,600	395,000					
124	322,200	350,800	371,000	395,500					
125	322,500	351,200	371,500	395,900					
126		351,600	372,000						
127		352,100	372,500						
128		352,500	373,000						
129		352,900	373,300						
130		353,300	373,800						
131		353,700	374,300						
132		354,100	374,800						
133		354,300	375,100						
134		354,800	375,600						
135		355,200	376,000						
136		355,500	376,400						
137		355,800	376,700						
138		356,200	377,200						
139		356,700	377,700						
140		357,200	378,200						
141		357,500	378,500						
142		358,000							
143		358,500							
144		359,000							
145		359,300							
再任用職員	238,900	250,600	254,800	286,200	302,700	316,800	340,400	375,600	407,200

備考 この表は、警察官である職員に適用する。



## 別表第三（第6条関係）

## 研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	137,700	187,200	274,000	327,100	383,000
	2	138,800	189,700	276,500	329,300	385,400
	3	140,000	192,100	279,000	331,500	387,700
	4	141,100	194,500	281,500	333,600	390,000
	5	142,200	197,000	283,900	335,500	392,100
	6	143,500	199,300	286,100	337,600	394,300
	7	144,800	201,600	288,300	339,700	396,500
	8	146,100	203,800	290,500	341,800	398,700
	9	147,200	205,900	292,700	343,800	401,100
	10	148,900	208,200	295,500	345,800	403,300
	11	150,500	210,500	298,200	347,900	405,600
	12	152,100	212,800	301,000	349,900	408,000
	13	153,600	215,000	303,400	352,000	410,100
	14	155,500	217,400	306,100	353,900	412,200
	15	157,400	219,800	308,800	355,800	414,400
	16	159,400	222,200	311,600	357,700	416,500
	17	161,200	224,500	314,200	359,600	418,100
	18	163,400	227,300	316,400	361,500	420,000
	19	165,600	230,200	318,700	363,400	421,800
	20	167,700	233,100	320,900	365,400	423,600
	21	169,900	235,600	323,200	367,000	425,400
	22	172,300	238,300	325,200	369,000	427,300
	23	174,600	240,800	327,200	370,900	429,200
	24	176,900	243,500	329,300	372,800	431,100
	25	179,000	246,200	331,400	374,400	432,500
	26	181,100	248,600	333,300	376,100	434,200
	27	183,200	251,000	335,100	378,000	436,100
	28	185,300	253,400	337,000	379,900	438,000
	29	187,300	256,100	339,000	381,800	439,600
	30	189,100	258,300	340,700	383,700	441,300
	31	190,900	260,400	342,300	385,600	443,000
	32	192,600	262,500	344,000	387,600	444,700
	33	194,400	264,500	345,400	389,200	446,100
	34	196,300	266,600	346,800	391,000	446,900
	35	198,200	268,800	348,300	392,600	447,700
	36	200,100	270,800	349,800	394,400	448,500
	37	201,800	272,800	351,100	395,600	449,200
	38	203,700	274,300	352,500	397,100	449,900
	39	205,600	275,800	353,900	398,500	450,600
	40	207,500	277,400	355,300	399,900	451,400

	41	209,400	278,800	356,200	401,300	451,800
	42	211,300	280,000	357,300	402,600	452,500
	43	213,200	281,100	358,600	404,100	453,200
	44	215,100	282,200	359,700	405,700	453,900
	45	216,800	283,000	360,900	407,100	454,400
	46	218,700	284,300	362,100	408,300	455,000
	47	220,500	285,600	363,400	409,900	455,700
	48	222,300	286,800	364,600	411,500	456,200
	49	224,000	288,200	365,700	412,800	456,800
	50	225,800	289,500	367,000	414,200	457,300
	51	227,600	290,700	368,300	415,700	457,900
	52	229,300	291,900	369,600	417,100	458,400
	53	230,900	293,100	370,300	418,500	458,900
	54	232,700	294,300	371,300	419,900	459,400
	55	234,500	295,600	372,200	421,300	459,900
	56	236,100	296,800	373,200	422,700	460,400
	57	237,700	297,900	374,000	423,800	460,900
	58	239,000	299,100	374,800	425,100	
	59	240,200	300,300	375,500	426,500	
再任用職員以外の職員	60	241,300	301,500	376,200	427,800	
	61	242,600	302,500	376,800	428,600	
	62	243,700	303,600	377,500	429,500	
	63	244,800	304,700	378,400	430,500	
	64	246,000	305,800	379,300	431,400	
	65	247,200	306,800	379,900	432,300	
	66	248,500	307,900	380,700	433,100	
	67	249,700	309,000	381,500	433,700	
	68	250,700	310,100	382,300	434,500	
	69	251,700	311,200	382,900	434,900	
	70	253,200	312,200	383,600		
	71	254,700	313,300	384,300		
	72	256,100	314,400	385,000		
	73	257,500	315,200	385,700		
	74	258,900	316,200	386,300		
	75	260,300	317,300	386,900		
76	261,600	318,400	387,600			
77	262,700	319,500	388,300			
78	263,900	320,500	388,900			
79	265,200	321,500	389,500			
80	266,400	322,400	390,100			
81	267,800	323,500	390,700			
82	269,100	324,300	391,300			
83	270,400	325,000	391,900			
84	271,600	325,800	392,500			

85	272,800	326,300	393,000		
86	274,000	326,800	393,500		
87	275,300	327,300	394,000		
88	276,500	327,800	394,700		
89	277,500	328,100	395,100		
90	278,700	328,600			
91	279,900	329,100			
92	281,100	329,600			
93	282,100	329,900			
94	283,100	330,300			
95	284,100	330,800			
96	285,100	331,300			
97	285,700	331,800			
98	286,600	332,300			
99	287,400	332,800			
100	288,300	333,300			
101	289,200	333,800			
102	289,900	334,300			
103	290,600	334,800			
104	291,300	335,300			
105	292,000	335,800			
106	292,500	336,200			
107	293,000	336,700			
108	293,500	337,100			
109	293,700	337,600			
110	294,100	338,000			
111	294,400	338,500			
112	294,700	338,900			
113	295,000	339,400			
114	295,300	339,800			
115	295,600	340,300			
116	295,900	340,700			
117	296,200	341,200			
118	296,600	341,600			
119	296,900	342,000			
120	297,300	342,400			
121	297,600	342,800			
再任用職員	215,200	256,400	281,200	323,600	372,000

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第四（第6条関係）

## 医療職給料表

## イ 医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600
	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500
	5	249,900	337,800	404,000	477,800
	6	253,700	341,100	406,800	480,000
	7	257,500	344,400	409,600	482,200
	8	261,300	347,700	412,400	484,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500
	10	268,900	353,900	417,700	488,600
	11	272,900	357,100	420,400	490,700
	12	276,900	360,300	423,100	492,800
	13	280,700	363,400	425,600	494,900
	14	284,700	367,100	428,100	497,000
	15	288,700	370,700	430,500	499,100
	16	292,700	374,400	433,000	501,200
	17	296,500	378,000	435,200	503,300
	18	300,100	380,700	437,600	505,300
	19	303,700	383,500	440,000	507,300
	20	307,300	386,300	442,400	509,300
	21	311,000	389,200	444,500	511,100
	22	314,800	391,800	446,900	512,900
	23	318,500	394,400	449,300	514,800
	24	322,200	397,000	451,600	516,700
	25	325,800	399,400	453,800	518,400
	26	328,600	401,700	456,100	520,200
	27	331,400	404,000	458,400	522,000
	28	334,200	406,300	460,700	523,800
	29	337,000	408,700	462,900	525,700
	30	339,400	410,800	465,200	527,500
	31	341,800	412,800	467,500	529,300
	32	344,200	414,900	469,800	531,100
	33	346,600	417,000	471,800	532,700
	34	349,100	419,000	473,900	534,500
	35	351,500	421,000	476,000	536,200
	36	354,000	423,000	478,100	538,000
	37	356,400	425,100	480,200	539,600
	38	358,800	427,100	482,000	541,200
	39	361,200	429,100	483,800	542,600
	40	363,600	431,100	485,600	544,200

	41	365,900	433,100	487,300	545,700
	42	367,400	434,900	489,100	547,100
	43	368,900	436,700	490,900	548,500
	44	370,400	438,500	492,700	549,800
	45	371,900	440,400	494,300	551,000
	46	373,300	442,200	496,000	552,000
	47	374,800	444,000	497,800	553,000
再任 用職 員以 外の 職員	48	376,300	445,800	499,600	554,000
	49	377,600	447,600	501,200	555,000
	50	378,600	449,300	502,500	555,900
	51	379,600	451,100	503,800	556,800
	52	380,600	452,900	505,100	557,700
	53	381,600	454,800	506,400	558,500
	54	382,500	456,000	507,700	559,400
	55	383,400	457,200	509,000	560,300
	56	384,300	458,400	510,300	561,200
	57	385,300	459,600	511,300	562,100
	58	386,200	460,600	512,100	563,000
	59	387,000	461,600	512,900	563,900
	60	387,900	462,600	513,700	564,600
	61	388,700	463,400	514,600	565,500
	62	389,200	464,100	515,400	566,400
	63	389,700	464,800	516,300	567,300
	64	390,200	465,500	517,100	568,200
	65	390,500	466,200	518,000	569,100
	66		466,900	518,900	
	67		467,600	519,600	
	68		468,300	520,500	
	69		468,800	521,400	
	70		469,500	522,200	
	71		470,200	523,100	
	72		470,900	524,000	
	73		471,300	524,800	
	74		471,900	525,700	
	75		472,600	526,600	
	76		473,300	527,300	
	77		473,700	528,100	
	78		474,300	529,000	
	79		474,900	529,900	
	80		475,400	530,800	
	81		476,000	531,600	
	82		476,500	532,500	
	83		477,000	533,400	
	84		477,500	534,300	

	85		477,900	535,100	
	86		478,500	536,000	
	87		478,900	536,900	
	88		479,400	537,800	
	89		479,900	538,600	
	90		480,500		
	91		481,100		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ロ 医療職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	275,700	323,700	368,800
	2	143,800	181,900	217,100	277,800	325,700	371,500
	3	145,200	183,500	218,700	280,000	327,900	374,100
	4	146,600	185,100	220,300	282,200	330,100	376,800
	5	147,800	186,600	221,700	284,400	332,100	379,200
	6	149,600	188,200	223,300	286,500	334,300	381,900
	7	151,300	189,800	224,800	288,700	336,400	384,500
	8	153,000	191,300	226,400	290,900	338,600	387,200
	9	154,700	192,900	227,900	292,900	340,600	389,300
	10	156,400	194,600	229,400	295,100	342,700	391,600
	11	158,100	196,200	230,800	297,200	344,900	393,800
	12	159,900	197,900	232,200	299,400	347,000	396,000
	13	161,400	199,500	234,000	301,600	348,700	398,100
	14	163,300	201,100	235,400	303,600	350,700	400,100
	15	165,300	202,700	236,700	305,700	352,600	402,100
	16	167,200	204,300	238,100	307,700	354,600	404,200
	17	169,100	205,800	239,400	309,900	356,600	406,000
	18	171,000	207,500	240,700	311,900	358,600	408,000
	19	172,800	209,200	242,000	314,000	360,600	409,900
	20	174,700	210,900	243,300	316,100	362,600	412,000
	21	176,600	212,200	244,700	318,000	364,400	413,800
	22	178,100	213,700	245,800	320,000	366,400	415,400
	23	179,600	215,100	247,000	321,900	368,500	417,000
	24	181,100	216,600	248,200	323,900	370,600	418,500
	25	182,700	218,000	249,400	325,900	372,000	420,000
	26	184,200	219,400	251,000	327,800	373,800	421,300
	27	185,700	220,800	252,500	329,800	375,600	422,600
	28	187,100	222,100	254,000	331,800	377,300	423,900
	29	188,700	223,600	255,500	333,400	379,100	425,200
	30	190,000	225,000	257,300	335,200	380,600	426,400
	31	191,300	226,600	259,100	336,900	382,200	427,600
	32	192,600	228,000	260,800	338,700	383,900	428,700
	33	194,000	229,500	262,300	340,500	385,200	429,900
	34	195,400	230,900	264,100	342,300	386,500	431,100
	35	196,800	232,100	265,800	344,200	387,800	432,300
	36	198,200	233,400	267,600	346,000	389,000	433,500

	37	199,300	234,900	269,100	347,800	390,100	434,800
	38	200,600	236,200	270,800	349,500	391,300	435,600
	39	201,900	237,500	272,500	351,100	392,400	436,000
	40	203,200	238,900	274,200	352,800	393,500	436,700
	41	204,400	240,200	275,900	354,000	394,300	437,200
	42	205,600	241,600	277,500	355,100	395,100	437,600
	43	206,800	242,900	279,200	356,300	395,900	438,000
	44	208,000	244,000	280,900	357,500	396,700	438,400
	45	209,200	245,200	282,500	358,700	397,100	438,800
	46	210,300	246,700	284,200	359,500	397,700	439,200
	47	211,400	248,300	285,900	360,700	398,200	439,600
	48	212,500	249,800	287,500	361,800	398,600	439,900
	49	213,600	251,400	288,900	362,800	399,000	440,200
	50	214,600	252,800	290,500	363,800	399,300	440,600
	51	215,600	254,200	292,000	364,800	399,600	440,900
	52	216,600	255,600	293,600	365,800	399,900	441,200
	53	217,400	256,700	295,000	366,600	400,200	441,500
	54	218,400	258,100	296,500	367,400	400,500	
	55	219,300	259,500	297,900	368,300	400,800	
再任職員以外の職員	56	220,300	260,900	299,400	369,200	401,100	
	57	221,100	261,900	300,700	369,700	401,400	
	58	222,000	263,200	301,900	370,500	401,700	
	59	222,900	264,500	303,200	371,300	402,000	
	60	223,800	265,800	304,600	372,100	402,400	
	61	224,700	266,800	305,900	372,500	402,600	
	62	225,700	268,000	307,100	373,200	402,900	
	63	226,700	269,300	308,400	373,900	403,200	
	64	227,800	270,600	309,600	374,600	403,500	
	65	228,500	271,600	311,000	375,000	403,700	
	66	229,400	272,700	311,800	375,600		
	67	230,300	273,800	312,600	376,300		
	68	231,200	274,900	313,400	376,900		
	69	231,900	276,000	314,000	377,300		
	70	232,600	277,000	314,700	377,800		
	71	233,300	278,100	315,400	378,300		
	72	234,000	279,200	316,000	378,800		
	73	234,700	280,100	316,700	379,400		
	74	235,500	280,800	316,900	379,900		
	75	236,300	281,400	317,500	380,500		
	76	237,100	282,200	318,100	381,100		



77	237,700	283,000	318,700	381,600		
78	238,300	283,600	319,200	382,100		
79	238,900	284,200	319,700	382,600		
80	239,500	284,800	320,200	383,100		
81	239,900	285,500	320,800	383,400		
82	240,300	286,000	321,300	383,900		
83	240,700	286,400	321,700	384,300		
84	241,100	286,800	322,200	384,700		
85	241,500	287,000	322,700	385,100		
86		287,200	323,100			
87		287,400	323,300			
88		287,600	323,700			
89		288,000	324,100			
90		288,200	324,500			
91		288,400	324,900			
92		288,600	325,300			
93		289,000	325,600			
94		289,200	325,800			
95		289,400	326,200			
96		289,700	326,500			
97		290,100	326,700			
98		290,400	327,000			
99		290,600	327,300			
100		290,900	327,600			
101		291,200	327,800			
102		291,400	328,100			
103		291,600	328,500			
104		291,900	328,700			
105		292,200	328,800			
106			329,100			
107			329,500			
108			329,700			
109			329,900			
110			330,300			
111			330,700			
112			331,100			
113			331,300			
再任用職員	186,400	213,000	241,200	279,800	320,500	362,700

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ハ 医療職給料表 (三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100
	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200
	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700
	14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800
	15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900
	16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900
	17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900
	18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900
	19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000
	20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100
	21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800
	22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900
	23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000
	24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000
	25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000
	26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600
	27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500
	28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400
	29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200
	30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900
	31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800
	32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600
	33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300
	34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000
	35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800
	36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500
	37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100
	38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800
	39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600
	40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400

41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900
42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400
43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900
44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200
45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300
46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400
47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500
48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700
49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000
50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100
51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300
52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400
53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600
54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600
55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700
56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800
57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900
58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400
59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000
60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400
61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000
62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500
63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900
64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400
65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000
66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400
67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700
68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000
69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400
70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700	
71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400	
72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000	
73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700	
74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200	
75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800	
76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300	
77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700	
78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300	
79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800	
80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100	
81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400	
82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900	
83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300	
84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600	

再任 用職 員以 外の 職員	85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900
	86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400
	87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900
	88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300
	89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600
	90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000
	91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500
	92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900
	93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300
	94	279,200	312,700	346,100	364,100	
	95	280,100	313,400	346,800	364,500	
	96	281,100	314,000	347,400	364,800	
	97	282,000	314,700	347,800	365,400	
	98	282,800	315,000	348,200	365,900	
	99	283,500	315,600	348,700	366,400	
	100	284,400	316,300	349,100	366,900	
	101	285,200	316,700	349,600	367,500	
	102	286,000	317,300	350,000	368,000	
	103	286,800	317,900	350,500	368,500	
	104	287,600	318,500	350,900	368,900	
	105	288,300	318,900	351,200	369,500	
	106	288,800	319,400	351,700	370,000	
	107	289,300	319,900	352,100	370,500	
	108	289,800	320,400	352,400	371,000	
	109	290,000	320,800	352,900	371,600	
	110	290,300	321,200	353,400	372,000	
	111	290,500	321,500	353,900	372,500	
	112	290,900	321,800	354,400	373,000	
	113	291,200	322,200	354,900	373,600	
	114	291,400	322,600	355,400		
	115	291,800	323,000	355,900		
	116	292,100	323,300	356,300		
	117	292,400	323,500	356,700		
	118	292,700	323,800	357,100		
	119	293,000	324,200	357,600		
	120	293,400	324,400	358,100		
	121	293,700	324,600	358,500		
	122	294,100	324,900	359,000		
	123	294,400	325,200	359,500		
	124	294,800	325,500	360,000		
	125	295,000	325,700	360,300		
	126	295,200	326,000			
	127	295,500	326,400			
	128	295,900	326,600			

129	296,100	326,700				
130	296,400	327,000				
131	296,800	327,400				
132	297,200	327,600				
133	297,400	327,900				
134	297,700	328,300				
135	298,100	328,700				
136	298,400	329,100				
137	298,600	329,400				
138	298,900	329,800				
139	299,300	330,200				
140	299,600	330,600				
141	299,800	330,900				
142	300,200	331,300				
143	300,600	331,600				
144	300,900	332,000				
145	301,000	332,300				
146	301,300	332,700				
147	301,600	333,100				
148	302,000	333,500				
149	302,200	333,800				
150	302,400	334,200				
151	302,700	334,600				
152	303,000	335,000				
153	303,400	335,300				
154	303,600					
155	303,800					
156	304,100					
157	304,400					
158	304,700					
159	305,000					
160	305,300					
161	305,700					
162	306,000					
163	306,300					
164	306,600					
165	307,000					
166	307,300					
167	307,600					
168	307,900					
169	308,300					
再任用職員	232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	392,000
2	452,000
3	514,000
4	594,000
5	691,000
6	789,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	326,000
2	362,000
3	390,000

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000
6	708,000
7	828,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第八条第五項の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(切替日における任期付研究員等に係る最高の号給を超える給料月額の切替え)

- 2 平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において次に掲げる給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、人事委員会の定めるところによる。
  - 一 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(附則第九項において「任期付研究員条例」という。)第五条第四項の規定による給料月額
  - 二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(附則第九項において「任期付職員条例」という。)第四条第三項の規定による給料月額

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成三十四年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第十九項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一元未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、当該額に次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	百分の七十五
平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	百分の五十
平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで	百分の二十五

- 5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 前三項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第九条第二項及び第二十一条第六項（給与条例第二十二條第四項において準用する場合及び職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与条例第九条第二項中「調整前における給料月額」とあるのは、「調整前における給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年三重県条例第六号。以下「平成二十七年改正条例」という。）附則第四項から第六項までの規定による給料の額及び平成二十七年改正条例附則第八項の規定により読み替えて適用する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第十号。以下「平成十八年改正条例」という。）附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第二十一条第六項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と平成二十七年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料の額及び平成二十七年改正条例附則第八項の規定により読み替えて適用する平成十八年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 8 附則第四項から第六項までの規定による給料を支給される職員に関する職員の給与に

関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第十号。以下「平成十八年改正条例」という。）附則第八項から第十項までの適用については、平成十八年改正条例附則第八項中「差額に相当する額」とあるのは、「差額に相当する額（給与条例附則第十九項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じる前の額とする。）から附則第四項から第六項までの規定による給料（給与条例附則第十九項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じる前の額とする。）を減じて得た額」とする。

- 9 附則第四項から第六項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年三重県条例第六号。以下この項において「平成二十七年改正給与条例」という。）附則第四項から第六項までの規定による給料の額及び平成二十七年改正給与条例附則第八項の規定により読み替えて適用する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第十号）附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額」とする。

一 任期付研究員条例第五条第五項

二 任期付職員条例第四条第四項

- 10 附則第四項から第六項までの規定による給料を支給される職員に関する職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の適用については、同条例第四条の二第二項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年三重県条例第六号。以下この項及び次条第二項において「平成二十七年改正給与条例」という。）附則第四項から第六項までの規定による給料の額及び平成二十七年改正給与条例附則第八項の規定により読み替えて適用する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第十号。次条第二項において「平成十八年改正給与条例」という。）附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額」と、同条例第五条第二項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と平成二十七年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料の額及び平成二十七年改正給与条例附則第八項の規定により読み替えて適用する平成十八年改正給与条例附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額」とする。

- 11 給与条例附則第十九項の規定が適用される職員（以下この項において「特定職員」という。）に対する同項の規定による給料月額等に関する特例措置は、次に掲げる額の合計額が、当該特定職員の給料月額に達しないこととなる職員（他の職員との均衡を考慮して人事委員会が認める職員を除く。）には適用しない。

一 当該特定職員の給料月額からその額に百分の一・五を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じて得た額

二 平成十八年改正条例附則第八項から第十項までの規定により給料として支給される額



三 附則第四項から第六項までの規定により給料として支給される額

12 前項の規定により給与条例附則第十九項の規定が適用されないこととなった職員（他の職員との均衡を考慮して人事委員会が認める職員を除く。）にあつては、附則第四項から第六項及び平成十八年改正条例附則第八項から第十項までに規定する給料は支給しない。

（平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

13 平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の上欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条の二第二項 第一号	百分の二十	百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十二条の二第二項 第二号	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十二条の二第二項 第三号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十二条の二第二項 第四号	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十二条の二第二項 第五号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十二条の二第二項 第六号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十二条の二第二項 第七号	百分の三（人事委員会規則で定める地域及び公署にあつては、百分の四・五）	百分の三（人事委員会規則で定める地域及び公署にあつては、百分の四・五）を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十二条の三	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十三条の二第二項	三万円	三万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

（人事委員会規則への委任）

14 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第七号

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

## 現業職員給料表

区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	135,100	176,200	221,100	275,300
	2	135,700	177,700	222,300	277,100
	3	136,300	179,100	223,300	279,000
	4	136,900	180,500	224,000	280,700
	5	137,600	182,000	225,300	282,500
	6	138,700	183,400	226,600	284,700
	7	139,900	184,800	227,900	286,800
	8	141,000	186,200	229,100	289,000
	9	142,100	187,700	230,300	291,000
	10	143,200	189,500	232,000	293,000
	11	144,300	191,300	233,600	295,100
	12	145,400	193,100	235,200	297,100
	13	146,500	194,700	236,800	299,200
	14	147,900	196,500	238,400	301,300
	15	149,200	198,300	240,000	303,300
	16	150,500	200,100	241,600	305,400
	17	151,800	201,800	243,200	307,200
	18	153,300	203,600	244,700	309,300
	19	154,800	205,400	246,200	311,400
	20	156,400	207,200	247,700	313,400
	21	157,700	208,600	249,200	315,400
	22	159,200	210,400	251,100	317,400
	23	160,700	212,100	252,900	319,500
	24	162,200	213,900	254,700	321,600
	25	163,600	215,600	256,400	323,100
	26	166,300	217,300	258,300	325,100
	27	168,900	219,000	260,200	327,100
	28	171,500	220,600	261,900	329,200
	29	174,200	222,200	263,900	331,100
	30	175,900	223,900	265,800	333,000
	31	177,600	225,600	267,600	335,000
	32	179,300	227,200	269,500	336,900

33	180,800	228,700	271,200	338,800
34	182,600	230,300	273,100	340,700
35	184,400	231,800	275,000	342,500
36	186,100	233,200	276,800	344,400
37	187,700	234,600	278,500	345,900
38	189,200	235,800	280,400	347,300
39	190,700	237,000	282,200	348,800
40	192,200	238,300	284,100	350,300
41	193,500	239,600	285,800	351,900
42	194,800	241,000	287,500	352,700
43	196,100	242,300	289,300	353,900
44	197,400	243,600	291,100	354,900
45	198,700	244,600	292,800	355,800
46	200,000	246,100	294,500	356,900
47	201,300	247,700	296,200	357,800
48	202,600	249,200	297,800	358,900
49	203,800	250,600	299,500	359,800
50	205,100	251,500	301,200	360,500
51	206,400	252,300	302,800	361,200
52	207,700	253,100	304,500	361,900
53	208,800	253,700	305,700	362,300
54	209,900	254,900	307,200	362,900
55	211,000	256,100	308,800	363,600
56	212,100	257,200	310,400	364,300
57	213,300	258,400	312,000	364,600
58	214,300	259,600	313,600	365,300
59	215,300	260,800	315,200	366,000
60	216,300	262,000	316,700	366,700
61	217,100	263,000	318,200	367,000
62	217,900	264,200	319,400	367,600
63	218,800	265,400	320,600	368,300
64	219,700	266,600	321,800	368,900
65	220,400	267,400	322,500	369,200
66	221,700	268,500	324,500	369,800
67	223,000	269,600	326,800	370,500
68	224,300	270,700	329,000	371,100

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

69	225,200	271,800	331,300	371,500
70	226,400	272,800	333,200	372,000
71	227,600	273,900	335,500	372,600
72	228,800	275,000	337,600	373,100
73	230,000	275,800	339,600	373,600
74	231,200	276,700	340,700	374,200
75	232,400	277,500	341,800	374,700
76	233,600	278,400	342,800	375,000
77	234,800	279,300	344,000	375,400
78	236,000	280,100	345,000	375,900
79	237,200	280,900	345,900	376,300
80	238,300	281,700	346,800	376,700
81	239,400	282,500	347,800	377,100
82	240,400	283,300	348,700	377,600
83	241,400	284,100	349,600	378,000
84	242,400	284,900	350,400	378,400
85	243,500	285,600	351,000	378,700
86	244,500	285,900	351,800	379,200
87	245,400	286,500	352,700	379,700
88	246,400	287,000	353,600	380,300
89	247,400	287,400	354,500	381,000
90	248,300	287,700	355,400	381,500
91	249,200	288,300	356,200	382,100
92	250,100	288,600	356,800	382,700
93	251,000	289,000	357,400	383,400
94	251,800	289,600	358,300	383,600
95	252,600	290,200	359,200	383,800
96	253,400	290,800	360,100	384,400
97	254,200	291,100	360,400	385,000
98	254,800		361,300	385,200
99	255,400		362,100	385,700
100	256,000		363,000	386,300
101	256,400		363,300	386,600
102	256,900		364,200	387,100
103	257,400		365,000	387,700
104	257,900		365,800	387,900

105	258,500		366,200	388,500
106	259,000		367,000	388,700
107	259,500		367,500	389,100
108	260,000		368,400	389,700
109	260,400		368,700	390,400
110	260,700		369,600	390,700
111	261,000		370,100	391,200
112	261,300		370,900	391,600
113	261,500		371,500	391,900
114	261,900		372,200	
115	262,300		372,900	
116	262,700		373,700	
117	262,900		374,400	
118			375,000	
119			375,600	
120			376,200	
121			376,600	
122			377,200	
123			377,800	
124			378,400	
125			378,600	
126			379,100	
127			379,600	
128			380,200	
129			380,400	
130			380,900	
131			381,500	
132			382,100	
133			382,300	
134			382,600	
135			383,200	
136			383,800	
137			384,300	
再任用職員	185,400	212,900	239,000	272,300

備考(一) この表の「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された現業職員をいう。

(二) この表の「再任用職員以外の職員」とは、現業職員のうち再任用職員を除いた現業職員をいう。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第八号

三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の四第一項第一号中「五万四千百五十円」を「七万四万円」に改め、同項第二号中「五万円」を「六万五千元」に改め、同項第三号中「四万五千八百五十円」を「五万九千五百五十円」に改め、同項第四号中「四万七千七百円」を「五万四千百五十円」に改め、同項第五号中「三万三千三百五十円」を「四万三千三百五十円」に改め、同項第六号中「二万五千元」を「三万二千五百円」に改め、同項第七号中「二万八千五百円」を「二万七千七百円」に改め、同項第八号中「一万六千七百円」を「二万七千七百円」に改め、同条第二項中「七万九千二百円」を「九万五千四百円」に、「六万二千五百円」を「七万八千七百五十円」に改め、同条第五項第一号を削り、同項第二号中「前号」を「第一項及び第二項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第一号」を「第一項及び第二項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第七条第五項第二号中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

第十条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第二十二項中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改める。

附則第二十六項中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条」に、「附則第二十五条」を「附則第十一条」に改める。

附則第三十項中「第六十三条第二項」を「第五十条の十第二項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第七条第五項第二号、第十条第二項並びに附則第二十二項及び第二十六項の改正規定は、公布の日から施行する。



三重県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第九号

三重県特別会計条例の一部を改正する条例

三重県特別会計条例（昭和三十九年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計の項中「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十六年政令第九十五号）第一条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二十一号）第一条第二項に規定する資金（以下「就農施設等資金」という。）の貸付事業」を「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）第四条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）に基づく農業経営を開始するのに必要な資金（以下「就農施設等資金」という。）の既存貸付金」に改め、同表の三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計の項中「小規模企業者等設備導入資金助成法」を「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）第九条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法」に改め、「貸与機関の行う」を削り、「貸付事業及び設備貸与事業」を「既存貸付金に係る償還管理」に改め、「独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）に基づく」の下に「創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者に対する当該事業を行うのに必要な資金の貸付事業並びに」を加える。

別表第二の三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計の項中「就農施設等資金の貸付金及びこれに伴う事務費並びに」を「就農施設等資金及び」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計の項及び別表第二の三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計の項の改正規定は、公布の日から施行する。

三重県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第十号

三重県安心こども基金条例の一部を改正する条例

三重県安心こども基金条例（平成二十一年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「（条例の効力）」を付し、同項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則に次の一項を加える。

（経過措置）

- 3 前項前段に規定する期限までに実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、平成二十八年六月三十日（同日までに当該精算が完了した場合にあつては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第十一号

三重県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

三重県自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年三重県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第十二号

三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

三重県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成三十年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第十三号

三重県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

三重県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年三重県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年五月三十一日」を「平成四十二年五月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十四号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 三重県手数料条例(平成十二年三重県条例第四号)の一部を次のように改正する。  
別表第一第四十一号の十三の項を次のように改める。

<p>四十一の 十三</p>	<p>介護保険法第七十八条の四第三項に規定する指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに同法第一百五十五条の十四第三項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に基づく研修の実施</p>	<p>指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者研修受講手数料</p>	<p>イ 事業者の代表者に係るもの 三千七百円 ロ 事業者の事業所の管理者に係るもの 二千五百円 ハ 居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画並びに指定介護予防サービスの利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する者に係るもの 三千八百円 ニ 認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対</p>
--------------------	---	--	---

			応型共同生活介護計画の作成に専ら従事する者に係るもの六千二百円 ホ 事業所において専門的知識を有する指導的役割を担う者に係るもの一万五千二百円
--	--	--	--

別表第一第四十一号の十三の項の次に次のように加える。

四十一の十四	介護保険法に基づく介護支援専門員として実務に従事している者であつてその期間が一年未満の者に対する研修の実施	介護支援専門員実務従事者基礎研修事務手数料	一万五千元
--------	---	-----------------------	-------

別表第一第四十九号の二の項の次に次のように加える。

四十九の三	食品衛生法第四十八条第六項第三号の規定に基づく食品衛生管理者養成施設の登録に対する審査	食品衛生管理者養成施設登録手数料	四万円
四十九の四	食品衛生法第四十八条第六項第四号の規定に基づく食品衛生管理者養成講習会の登録に対する審査	食品衛生管理者養成講習会登録手数料	九千元

別表第一第百五十五号の項の次に次のように加える。

百五十五の二	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第三号の規定に基づく食鳥処理衛生管理者養成施設の登録に対する審査	食鳥処理衛生管理者養成施設登録手数料	四万円
百五十五の三	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第四号の規定に基づく	食鳥処理衛生管理者養成講習会登録手数料	九千元

	食鳥処理衛生管理者養成講習会の登録に対する審査	
--	-------------------------	--

別表第一第百八十一号の二の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第九条第一項の規定に基づく第一種フロン類回収業」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二十七条第一項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業」に、「第一種フロン類回収業登録申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業登録申請手数料」に改め、同表第百八十一号の三の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第十二条第一項の規定に基づく第一種フロン類回収業」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第三十条第一項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業」に、「第一種フロン類回収業登録更新申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業登録更新申請手数料」に改め、同表第百八十一号の十五の項の次に次のように加える。

百八十一の十六	土壤汚染対策法第二十九条の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査	指定調査機関指定申請手数料	三万九百円
百八十一の十七	土壤汚染対策法第三十二条第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査	指定調査機関指定更新申請手数料	二万四千八百円

別表第一第百八十五号の項から第百九十号の項までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表第二百三十七号の項及び第二百三十八号の項中「三千七百元」を「四千三百円」に改め、同表第二百三十九号の項中「二千五百円」を「三千八百円」に改め、同表第二百四十号の項及び第二百四十一号の項中「千二百円」を「三千二百円」に改め、同表第二百四十二号の項中「二千五百円」を「三千四百円」に改め、同表第二百四十三号の項中「二千九百円」を「三千四百円」に改め、同表第二百四十四号の項中「二千四百円」を「二千六百元」に改め、同項の次に次のように加える。

二百四十四の二	漁業法第六十五条第二項第一号の規定に基づく規則で定める水産動植物の採捕に係る許可の申請に対する審査	特別採捕許可申請手数料	三千四百円 (しらすうなぎの採捕許可に係る申請については、採捕従事者一名につき千円を加算した額)
---------	---	-------------	---

別表第一第二百四十五号の項及び第二百四十六号の項中「五百二十円」を「七百十円」に改め、同表第二百四十七号の項中「二百八十円」を「五百九十円」に改め、同表第二百四十八号の項中「四千六百元」を「五千五百円」に、「六千九百元」を「七千七百円」に、「七千四百円」を「八千二百円」に、「七千九百元」を「八千六百元」に改め、同



表第二百四十九号の項中「二千四百円」を「三千百円」に改め、同表第二百五十号の項中「三千六百円」を「四千四百円」に改め、同表第二百五十一号の項中「二千三百円」を「二千九百円」に、「三千四百円」を「四千円」に、「三千七百円」を「四千五百円」に、「四千円」を「四千八百円」に改め、同表第二百五十二号の項中「四百四十円」を「九百円」に改め、同表第二百六十一号の項を次のように改める。

二百六十 一	小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和二十八年政令第二百五十九号）第一条の規定に基づく小型漁船の総トン数の測度	小型漁船総トン数測度手数料	全部の容積の測度又は上甲板下部の容積の測度を行うときにあつては一隻につき四万円、その他の容積の測度を行うときにあつては一隻につき二万八千円
-----------	---	---------------	---

別表第一第二百六十一号の二の項中「二万六千円」を「二万七千円」に改め、同表第二百六十一号の三の項中「一万八千円」を「二万円」に改め、同表第二百四号の項中「宅地建物取引主任者資格試験の」を「宅地建物取引士資格試験の」に、「宅地建物取引主任者資格試験手数料」を「宅地建物取引士資格試験手数料」に改め、同表第三百五号の項中「宅地建物取引主任者資格登録簿へ」を「宅地建物取引士資格登録簿へ」に、「宅地建物取引主任者資格登録簿登録手数料」を「宅地建物取引士資格登録簿登録手数料」に改め、同表第三百六号の項中「宅地建物取引主任者資格登録」を「宅地建物取引士資格登録」に改め、同表第三百七号の項中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同項の次に次のように加える。

二百七の 一	宅地建物取引業法第二十二條の二第一項又は第五項の規定に基づく宅地建物取引士証の再交付の申請に対する審査	宅地建物取引士証の再交付申請手数料	四千五百円
-----------	---	-------------------	-------

別表第一第三百八号の項中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同表第三百十九号の項中「（申請）」の下に「又は通知」を加え、「第六条第五項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである」を「第六条の三第一項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする」に、「別表第十四」を「別表第十四第一号」に、「額」を「金額」に改め、同表第三百十九号の二の項中「第六条第五項、第六条の三第三項」を「第六条の三第一項」に改め、同表第三百二十号の項中「第十八条第十四項」を「第

十八條第十六項」に改め、同表第三百二十一号の項中「第十八條第十七項」を「第十八條第十九項」に改め、同表第三百二十二号の項中「第七條の六第一項第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、「仮使用の承認」を「仮使用の認定」に、「第十八條第二十二項第一号」を「第十八條第二十四項第一号若しくは第二号」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に改め、同表第三百三十九号の二の項中「第六十七條の二第三項第二号」を「第六十七條の三第三項第二号」に改め、同表第三百三十九号の三の項中「第六十七條の二第五項第二号」を「第六十七條の三第五項第二号」に改め、同表第三百三十九号の四の項中「第六十七條の二第九項第二号」を「第六十七條の三第九項第二号」に改め、同表第三百五十二号の四の項を削り、同表第三百五十五号の五の項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「第六條第五項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである」を「第六條の三第一項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査する」に、「別表第十四」を「別表第十四第一号」に改め、同表第三百五十五号の六の項を次のように改める。

三百五十五の六	削除		
---------	----	--	--

別表第一第三百五十五号の七の項中「第六條第五項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである」を「第六條の三第一項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査する」に、「別表第十四」を「別表第十四第一号」に改め、同表第三百五十五号の九の項中「第六條第五項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである」を「第六條の三第一項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする」に、「別表第十四」を「別表第十四第一号」に改め、同表第三百五十五号の十の項中「第六條第五項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである」を「第六條の三第一項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする」に、「別表第十四」を「別表第十四第一号」に改め、同表第三百五十五号の十一の項中「第六條第五項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである」を「第六條の三第一項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする」に、「別表第十四」を「別表第十四第一号」に改める。

別表第十一第一号中「場合」の下に「（移転（同一敷地内における移転に限る。以下この表において同じ。）する場合を除く。）」を加える。

別表第十二第一号中「移転」の下に「（同一敷地内における移転に限る。以下この表において同じ。）」を加える。

別表第十四第一号中「第二十条第二号イ」を「第二十条第一項第二号イ」に、「同条第二号イ」を「同項第二号イ」に改め、同表第二号中「第二十条第二号イ」を「第二十条第一項第二号イ」に、「同条第二号イ」を「同項第二号イ」に改める。

別表第十五及び別表第十六を次のように改める。

別表第十五（長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画

認定申請手数料)

一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第一項又は第二項の規定に基づく  
場合

区分	一戸当たりの手数料の金額		
	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号から第四号までに掲げる基準に適合していると認められたものである場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅	六千七百円	一万七千二百円	五万六千円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が五戸以下のもの	二千七百円	一万二千七百円
	総戸数が五戸を超え十戸以下のもの	二千四百円	一万二千元
	総戸数が十戸を超え二十五戸以下のもの	千三百円	七千七百円
	総戸数が二十五戸を超え五十戸以下のもの	千二百円	六千六百元
	総戸数が五十戸を超え百戸以下のもの	千円	五千元
	総戸数が百戸を超え二百戸以下のもの	九百円	四千六百元
			二万三千八百円
			一万九千元
			一万五千元
			一万三千五百円
			一万六千六百円
			一万七千七百円

総戸数が二百戸を超え二百戸以下のもの	七 百 円	四 千 二 百 円	一 万 二 百 円
総戸数が二百戸を超えるもの	六 百 円	三 千 八 百 円	九 千 四 百 円

二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第三項の規定に基づく場合

区 分		一戸当たりの手数料の金額		
		申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅		六 千 七 百 円	一 万 五 百 円	四 万 三 千 八 百 円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が五戸以下のもの	二 千 七 百 円	一 万 五 百 円	二 万 千 六 百 円
	総戸数が五戸を超え十戸以下のもの	二 千 四 百 円	八 千 五 百 円	一 万 七 千 四 百 円
	総戸数が十戸を超え二十五戸以下のもの	千 三 百 円	六 千 三 百 円	一 万 三 千 七 百 円
	総戸数が二十五戸を超え五十戸以下のもの	千 二 百 円	五 千 七 百 円	一 万 二 千 六 百 円
	総戸数が五十戸を超え百戸以下のもの	千 百 円	四 千 五 百 円	一 万 千 円

総戸数が百戸を 超え二百戸以下 のもの	九百円	四千百円	一万二百円
総戸数が二百戸 を超え三百戸以 下のもの	七百円	三千七百円	九千七百円
総戸数が三百戸 を超えるもの	六百円	三千二百円	八千九百円

別表第十六 削除

別表第二十九号の項中「宅地建物取引主任者資格試験の」を「宅地建物取引士資格試験の」に、「宅地建物取引主任者資格試験手数料」を「宅地建物取引士資格試験手数料」に改める。

第二条 三重県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第一第三百五十五号の六の項を削り、同表第三百五十五号の七の項中「申請に併せて提出する建築基準法第六条第一項の規定に基づく確認の」を削り、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請に併せて提出する建築確認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」に、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第二項」を「別表第十六に定める金額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第二項）に、「別表第十四」を「別表第十四第一号」に改め、「金額」の下に「を加算した金額）」を加え、同項を同表第三百五十五号の六の項とし、同表第三百五十五号の八の項中「別表第十七」を「別表第十六」に改め、同項を同表第三百五十五号の七の項とし、同項の次に次のように加える。

三百五十五の 八	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条の規定に基づく計画の認定を受けた者が有していた計画の認定に基づく地位を承継する場合における地位の承継の承認の申請に対する審査	認定長期優良住宅地位承継承認申請手数料	別表第十七に定める金額
-------------	---	---------------------	-------------

別表第十六及び別表第十七を次のように改める。

別表第十六（長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の変更に係る認定申請手数料）

- 一 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第三項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第九条第一項の規定に基づく認定を受けていないものを除く。）

	一戸当たりの手数料の金額		
	申請に係る長期優良住宅建築等計画	長期優良住宅の普及の促進に関する	その他の場合

区 分		が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号から第四号までに掲げる基準に適合していると認められたものである場合	法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	
一戸建ての住宅		六千七百円	一万二千元	二万八千六百円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が五戸以下のもの	二千七百円	七千七百円	一万三千二百円
	総戸数が五戸を超え十戸以下のもの	二千四百円	六千三百円	一万七百元
	総戸数が十戸を超え二十五戸以下のもの	千三百円	四千五百円	八千二百円
	総戸数が二十五戸を超え五十戸以下のもの	千二百円	三千九百元	七千四百円
	総戸数が五十戸を超え百戸以下のもの	千円	三千円	六千三百円
	総戸数が百戸を超え二百戸以下のもの	九百円	二千七百元	五千八百元
	総戸数が二百戸を超え三百戸以下のもの	七百元	二千四百円	五千四百円
	総戸数が三百戸を超えるもの	六百元	二千二百円	五千円

一 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第三項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第九条第一項の規

定に基づく認定を受けていないものに限る。)

区 分		一戸当たりの手数料の金額		
		申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる基準に適合していると思われる場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅		六千七 hundred 円	八千六 hundred 円	二万五千三百 円
住宅以外の住 宅	一戸建て 総戸数が五戸以下のもの	二千七 hundred 円	六千六 hundred 円	一万二千 hundred 円
	総戸数が五戸を超え十戸以下のもの	二千四 hundred 円	五千四 hundred 円	九千九 hundred 円
	総戸数が十戸を超え二十五戸以下のもの	千三百 円	三千八 hundred 円	七千五 hundred 円
	総戸数が二十五戸を超え五十戸以下のもの	千二百 円	三千四 hundred 円	六千九 hundred 円
	総戸数が五十戸を超え百戸以下のもの	千 百 円	二千八 hundred 円	六千 円
	総戸数が百戸を超え二百戸以下のもの	九 hundred 円	二千五 hundred 円	五千五 hundred 円
	総戸数が二百戸を超え三百戸以下のもの	七 hundred 円	二千二 hundred 円	五千二 hundred 円

下のもの			
総戸数が三百戸を超えるもの	六 百 円	千 九 百 円	四 千 七 百 円

二 長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定時）認定申請手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第九条第一項の規定に基づき譲受人を決定した場合）

区 分	一戸当たりの手数料の金額		
	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第二項の規定により準用する第六条第一項第四号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	その他の場合	
一戸建ての住宅	六千七 百 円	一 万 三 千 五 百 円	
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が五戸以下のもの	二 千 七 百 円	四 千 九 百 円
	総戸数が五戸を超え十戸以下のもの	二 千 四 百 円	四 千 円
	総戸数が十戸を超え二十五戸以下のもの	千 三 百 円	二 千 七 百 円
	総戸数が二十五戸を超え五十戸以下のもの	千 二 百 円	二 千 百 円
	総戸数が五十戸を超え百戸以下のもの	千 百 円	千 六 百 円
	総戸数が百戸を超え二百戸以下のもの	九 百 円	千 四 百 円
	総戸数が二百戸を超え三百戸以下のもの	七 百 円	千 二 百 円



総戸数が二百戸を超えるもの	六百円	千円
---------------	-----	----

別表第十七（長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定長期優良住宅地位承認申請手数料）

区 分	一戸当たりの手数料の金額	
一戸建ての住宅	六千七百円	
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が五戸以下のもの	二千七百円
	総戸数が五戸を超え十戸以下のもの	二千四百円
	総戸数が十戸を超え二十五戸以下のもの	千三百円
	総戸数が二十五戸を超え五十戸以下のもの	千二百円
	総戸数が五十戸を超え百戸以下のもの	千円
	総戸数が百戸を超え二百戸以下のもの	九百円
	総戸数が二百戸を超え三百戸以下のもの	七百円
	総戸数が三百戸を超えるもの	六百円

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表第一第百八十五号の項から第百九十号の項までの改正規定 平成二十七年五月二十九日
- 二 第一条中別表第一第三百十九号の項から第三百二十二号の項までの改正規定、同表第三百二十九号の二の項から第三百二十九号の四の項までの改正規定、同表第三百五十二号の四の項を削る改正規定、同表第三百五十五号の五の項の改正規定（「及び第二項」を「から第三項まで」に改める部分を除く。）、同表第三百五十五号の七の項の改正規定、同表第三百五十五号の九の項から第三百五十五号の十一の項までの改正規定、別表第十一第一号の改正規定、別表第十二第一号の改正規定並びに別表第十四

- 第一号及び第二号の改正規定 平成二十七年六月一日
- 二 第二条の改正規定 平成二十七年七月一日

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

**三重県条例第十五号**

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

第一条 三重県警察関係手数料条例（平成十二年三重県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第七の十一の項から三十の項までを次のように改める。

十一 運 転免許 試験手 数料	大型自動車免許又は 中型自動車免許 に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号 又は第二号に該当して同項の規 定の適用を受ける場合	千六百元
		法第九十七条の二第一項第三号 又は第五号に該当して同項の規 定の適用を受ける場合	千九百元
		法第九十七条の二第一項の規定 の適用を受けない場合	四千四百元
		法第九十七条第 一項第二号に掲 げる事項につい て行う試験を公 安委員会が提供 する自動車を使 用して受ける場 合	七千四百元
	普通自動車免許に 係る試験	法第九十七条の二第一項第一号 又は第二号に該当して同項の規 定の適用を受ける場合	千七百五十円
		法第九十七条の二第一項第三号 又は第五号に該当して同項の規 定の適用を受ける場合	千八百五十円
		法第九十七条の二第一項の規定 の適用を受けない場合	二千二百円
		法第九十七条第 一項第二号に掲 げる事項につい て行う試験を公 安委員会が提供 する自動車を使	三千百円

		用して受ける場 合	
特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動車免許、普通二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合		千七百五十円
	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合		千九百円
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合		二千九百五十円
	法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合		四千五百円
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合		千八百五十円
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合		千五百円
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合		千七百五十円
	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合		千九百円
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合		四千五百五十円
	法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合		七千六百五十円
仮運転免許に係る	法第九十七条の二第一項第二号		千七百円

	試験	に該当して同項の規定の適用を受ける場合	
		法第九十七条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千五百五十円
		法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	二千八百五十円
		法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	四千四百円
十二 検査手数料	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九条第三項の規定による検査（以下「検査」という。）		三千六百五十円
		公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	六千六百五十円
	普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査		三千八百五十円
		公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	四千七百五十円
十三 審査手数料			千四百五十円
		公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	三千円
十四 免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証		二千五十円
		法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合	二千五十円 に、当該他の種類の免許に係る事項を記載すること

	合	二百円を加算した額
	仮運転免許に係る免許証	千五百円
十五 免許証再交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	二千五百円
	仮運転免許に係る免許証	千五百円
十六 技能検定員資格者証交付手数料		千五百円
十七 技能検定員審査手数料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る法第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）	二万三千四百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	一万九千六百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	一万四千五百円
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）	二万七千七百円
十八 教習指導員資格者証交付手数料		千五百円
十九 教習指導員審査手数料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る法第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）	一万四千九百五十円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	一万八千八百円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	九千四百円
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これら	一万二千七百五十円

	の免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	
二十 再 試験 手数料	普通自動車免許に係る再試験	千九百五十円
	法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	二千八百五十円
	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	千七百五十円
	法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	三千三百円
	原動機付自転車免許に係る再試験	千五十円
二十一 免許証 更新 手数料		二千五百円
二十二 經由 手数料		五百五十円
二十三 運転 経歴 証明 書交 付手 数料		千円
二十四 運転 経歴 証明 書再 交 付手 数料		千円
二十五 国外 運		二千四百円

<p>転免許 証交付 手数料</p>			
<p>二十六 講習手 数料</p>	<p>法 第 百 八 条 の 二 第 一 項 第 一 号 に 掲 げ る 講 習</p>		<p>講 習 一 時 間 に つ き 七 百 五 十 円</p>
	<p>法 第 百 八 条 の 二 第 一 項 第 二 号 に 掲 げ る 講 習</p>		<p>講 習 一 時 間 に つ き 二 千 三 百 五 十 円</p>
	<p>法 第 百 八 条 の 二 第 一 項 第 三 号 に 掲 げ る 講 習</p>		<p>講 習 一 時 間 に つ き 二 千 百 円</p>
	<p>法 第 百 八 条 の 二 第 一 項 第 四 号 に 掲 げ る 講 習</p>	<p>大 型 自 動 車 免 許 又 は 中 型 自 動 車 免 許 に 係 る 講 習</p>	<p>講 習 一 時 間 に つ き 四 千 六 百 五 十 円</p>
		<p>普 通 自 動 車 免 許 に 係 る 講 習</p>	<p>講 習 一 時 間 に つ き 二 千 四 百 五 十 円</p>
	<p>法 第 百 八 条 の 二 第 一 項 第 五 号 に 掲 げ る 講 習</p>	<p>大 型 自 動 二 輪 車 免 許 に 係 る 講 習</p>	<p>講 習 一 時 間 に つ き 四 千 百 円</p>
		<p>普 通 自 動 二 輪 車 免 許 に 係 る 講 習</p>	<p>講 習 一 時 間 に つ き 四 千 円</p>
	<p>法 第 百 八 条 の 二 第 一 項 第 六 号 に 掲 げ る 講 習</p>		<p>講 習 一 時 間 に つ き 千 四 百 円</p>
	<p>法 第 百 八 条 の 二 第 一 項 第 七 号 に 掲 げ る 講 習</p>		<p>講 習 一 時 間 に つ き 三 千 百 円</p>
	<p>法 第 百 八 条 の 二 第 一 項 第 八 号 に 掲 げ る 講 習</p>		<p>講 習 一 時 間 に つ き 千 三 百 円</p>
	<p>法 第 百 八 条 の 二 第 一 項 第 九 号 に 掲 げ る 講 習</p>		<p>講 習 一 時 間 に つ き 六 百 五 十 円</p>



法 第 百 八 条 の 二 第 一 項 第 十 号 に 掲 げ る 講 習	普通自動車免許に係る講習	講習一時間につき 二千五十円
	大型自動二輪車免許に係る講習	講習一時間につき 二千七百円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習一時間につき 二千五百五十円
	原動機付自転車免許に係る講習	講習一時間につき 二千四百円
法 第 百 八 条 の 二 第 一 項 第 十 一 号 に 掲 げ る 講 習	法第九十二条の二第一項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対する講習	五百円
	法第九十二条の二第一項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対する講習	八百円
	法第九十二条の二第一項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習	千三百五十円
	国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習	八百円
法 第 百 八 条 の 二 第 一 項 第 十 二 号 に 掲 げ る 講 習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	五千六百元
	当該講習が法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づ	五千二百円

		いて行うものである場合	
		小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	二千二百五十円
	法第百八条の二第二項第十三号に掲げる講習		一万三千二百円
		当該講習が道路交通法施行規則第三十八条第十三項第二号の表第一号に掲げる講習方法に係るものである場合	九千五十円
二十七 通知手 数料			九百円
二十八 チャレ ンジ講 習手数 料			二千六百五十円
二十九 特定任 意講習 手数料			千三百五十円
三十 特 定任意 高齢者 講習手 数料			千五百円

別表第八及び別表第九を次のように改める。

別表第八（第八条第一項第十七号関係）

審査細目	区 分	手数料の額から減 ずる額
一 技能検定員として 必要な自動車の運転 技能	大型自動車免許又は中型自動車免 許に係る技能検定員審査	四千元
	普通自動車免許に係る技能検定員 審査	三千六百元
	特定第一種運転免許に係る技能検 定員審査	千三百円
	大型自動車第二種免許等に係る技 能検定員審査	四千二百五十円

一 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	六千七百円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	六千円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	七千四百円
二 法第八十条の二十八第四項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二千四百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	千九百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	千九百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二千四百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	千九百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	千九百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二千円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	千九百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千五百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	千七百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	二千円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千五百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	三千七百円
七 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第三項に規定する旅客自	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	二千五百五十円

<p>自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>		
<p>備考</p> <p>一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十七の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千八百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については八百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については千五十円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については三千百円を減ずるものとする。</p> <p>二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十七の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については五百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百五十円を減ずるものとする。</p>		

別表第九（第八条第一項第十九号関係）

審査細目	区 分	手数料の額から減ずる額
<p>一 教習指導員として必要な自動車の運転技能</p>	<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>四千円</p>
	<p>普通自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>三千六百円</p>
	<p>特定第一種運転免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千三百円</p>
	<p>大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査</p>	<p>四千二百五十円</p>
<p>二 技能教習に必要な教習の技能</p>	<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千三百五十円</p>
	<p>普通自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千二百五十円</p>
	<p>特定第一種運転免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千三百円</p>

	導員審査	
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二千五十円
二 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千二百円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千円
四 法第八十八條の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千五百五十円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千三百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千五百五十円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千三百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千三百円
六 教習指導員としての必要な教育についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千四百円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千三百円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千二百円
七 道路運送法第二條第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二條第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二千五百五十円
備考		
一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつて		

は、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十九の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については二千八百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については九百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については千五百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については三千五百五十円を減ずるものとする。

一 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十九の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については百円を減ずるものとする。

第二条 三重県警察関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第七の二十六の項中

「

法第八十条の二第一項第十三号に掲げる講習	一万三千二百円
当該講習が道路交通法施行規則第三十八条第十三項第二号の表第一号に掲げる講習方法に係るものである場合	九千五百円

を

「

法第八十条の二第一項第十三号に掲げる講習	一万三千二百円
当該講習が道路交通法施行規則第三十八条第十三項第二号の表第一号に掲げる講習方法に係るものである場合	九千五百円
法第八十条の二第一項第十四号に掲げる講習	講習一時間につき 千九百円

に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年六月一日から施行する。

三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

**三重県条例第十六号**

三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和六十一年三重県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

国営青蓮寺用水 土地改良事業	百分の五・四九	十七年 うち据置期間二年	年五パーセント
-------------------	---------	-----------------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第十七号

三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条第七項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

第七十五条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）」を、「対して」の下に「指定小規模多機能型居宅介護（」を、「第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護」の下に「をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」を加え、「第六十三条第一項に規定する通いサービス」を「第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する通いサービス」に、「以下同じ。）を基準該当生活介護事業所」を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第八十九条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第四十条第七項の改正規定は、公布の日から施行する。



三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第十八号

三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第十九号

三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第六条の二第八項」を「第六条の二の二第八項」に改める。

第三条中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

第五条中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

第六条第一項第二号中「第六条の二第一項」を「第六条の二の二第一項」に改める。

第三十五条第一項中「第六条の二第六項」を「第六条の二の二第六項」に改める。

第四十五条の二の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）」を、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」を、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項）の下に「又は第七十一条第一項」を加え、「以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下この条において「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第五十八条中「第六条の二第四項」を「第六条の二の二第四項」に改める。

第五十九条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 嘱託医
- 二 看護師
- 三 児童指導員又は保育士
- 四 機能訓練担当職員
- 五 児童発達支援管理責任者

第六十二条に次のただし書を加える。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつ

ては、利用人員を五人以上とすることができる。

第六十四条中「第二十六条まで、第二十八条から」を削り、「、第三十四条」を「及び第三十四条」に改め、「及び第五十五条」及び「、第十三条第一項中「第二十七条」とあるのは「第六十四条において準用する第五十五条」と」を削る。

第六十七条の次に次の一条を加える。

(利用定員)

第六十七条の二 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

第六十八条中「第二十六条まで、第二十八条から」、「第五十五条」及び「、第六十一条」を削る。

第七十条中「第六条の二第五項」を「第六条の二の二第五項」に改める。

第七十八条第二項中「第五十九条第三項」を「第五十九条第四項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条第一号、第三条、第五条、第六条第一項第二号、第三十五条第一項、第五十八条及び第七十条の改正規定は、公布の日から施行する。

三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第二十号

三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成十五年三重県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第四号中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県立草の実リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例  
をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第二十一号

三重県立草の実リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

三重県立草の実リハビリテーションセンター条例(昭和三十九年三重県条例第二十七号)  
の一部を次のように改正する。

第五条中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品衛生の措置基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第二十二号

食品衛生の措置基準等に関する条例の一部を改正する条例

食品衛生の措置基準等に関する条例（平成十二年三重県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第一のとおり」を「別表第一又は別表第一の二のいずれか」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一 危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準（第二条関係）

第一 営業施設における衛生管理

#### 一 一般事項

- (一) 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。
- (二) 施設設備及び機械器具の構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、適切な清掃、洗浄及び消毒の方法についての手順を定め、必要に応じ手順書を作成すること。手順書の作成に当たっては、清掃、洗浄及び消毒の手順について、清掃又は洗浄の方法及び頻度等必要な事項を記載することとし、必要に応じ、専門家の意見を聴くこと。
- (三) (二)に定める清掃、洗浄及び消毒の方法が適切かつ有効であるか必要に応じ評価すること。
- (四) 施設、設備、人的能力等に応じた食品の取扱いを行い、適切な受注管理を行うこと。

#### 二 施設の衛生管理

- (一) 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、常に衛生上支障のないように維持すること。
- (二) 製造、加工、処理、調理、保管、販売等を行う場所（以下「作業場」という。）には、不必要な物品等を置かないこと。
- (三) 作業場の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。
- (四) 作業場内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じ、適切な温度及び湿度の管理を行うこと。
- (五) 作業場の窓及び出入口は、開放しないこと。やむをえず、開放する場合にあつては、ほこり、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。
- (六) 排水溝は、排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防ぎ、かつ、清掃及び補修を行うこと。
- (七) 便所は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
- (八) 作業場では動物を飼育しないこと。

#### 三 食品取扱設備等の衛生管理

- (一) 機械器具（清掃用の機械器具を含む。）は、常に清潔に保ち、その目的に応じて使用すること。

- (二) 機械器具及び分解した機械器具の部品は、金属片、異物、化学物質等の食品への混入を防止するため、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。また、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。
  - (三) 機械器具及び機械器具の部品の洗浄に洗剤を使用する場合は、適正な洗剤を適正な濃度で使用すること。
  - (四) 温度計、圧力計、流量計等の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置について、その機能を定期的に点検し、その結果を記録すること。
  - (五) ふきん、包丁、まな板等は、熱湯、蒸気、消毒剤等で消毒し、乾燥させること。特に、食品に直接触れるまな板、包丁等については、汚染の都度又は作業終了後に洗浄消毒を十分に行うこと。
  - (六) 洗浄剤、消毒剤、その他化学物質については、使用、保管等の取扱いに十分注意するとともに、必要に応じ容器に内容物の名称を表示する等食品への混入を防止すること。
  - (七) 施設、設備等の清掃用器材は、使用の都度洗浄し、乾燥させ、専用の場所に保管すること。
  - (八) 手洗設備は、手洗いに適切な消毒剤等を備え、手指の洗浄及び乾燥が適切にできるよう維持すること。
  - (九) 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。
  - (十) 食品の放射線照射業にあつては、一日一回以上化学線量計を用いて放射線量を確認し、その結果の記録を二年間保存すること。
- 四 使用水等の管理
- (一) 食品取扱施設で使用する水は、飲用に適した水であること。ただし、次の場合はこの限りではないが、これらの水が食品に直接触れる水に混入しないようにすること。
    - イ 暖房用蒸気、防火用水等、食品製造に直接関係のない目的での使用
    - ロ 冷却及び食品の安全に影響を及ぼさない工程における清浄海水等の使用
  - (二) 水道水（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項又は三重県小規模水道条例（昭和三十九年三重県条例第四十号）第二条第三項の水道施設から供給される水をいう。）以外の水を使用する場合で、滅菌装置等を使用する場合には、常に滅菌装置等が正常に作動しているかどうかを確認し、かつ、年一回以上水質検査を行い、その成績書を一年間以上保存すること。ただし、不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行うこと。
  - (三) 水質検査の結果、飲用に適さないときは、直ちに使用を中止し、保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。
  - (四) 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。
  - (五) 水は、適切に管理された給水設備によって供給された飲用に適した水から作ること。また、氷は衛生的に取り扱い、貯蔵すること。
  - (六) 使用した水を再利用する場合にあつては、食品の安全性に影響しないよう必要

な処理を行うこととし、処理工程は適切に管理すること。

#### 五 ねずみ、昆虫等対策

- (一) 施設及びその周囲は、維持管理を適切に行うことにより、常に良好な状態に保ち、ねずみ、昆虫等の繁殖場所を排除するとともに、窓、扉、吸排気口の網戸、排水溝の蓋等の設置により、ねずみ、昆虫等の施設内への侵入を防止すること。
- (二) ねずみ、昆虫等の駆除作業を定期的を実施し、その実施記録を一年間保管すること。また、ねずみ、昆虫等の発生を認めたときには、食品に影響を及ぼさないように直ちに駆除すること。
- (三) 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。
- (四) ねずみ、昆虫等による汚染防止のため、原材料、製品、包装資材等は容器に入れ、床又は壁から離して保管すること。開封したものについても蓋付きの容器に入れる等の汚染防止対策を講じた上で、保管すること。

#### 六 廃棄物及び排水の取扱い

- (一) 廃棄物の保管及びその廃棄の方法についての手順を定め、必要に応じ手順書を作成すること。
- (二) 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別できるようにし、汚液又は汚具が漏れないように常に清潔にしておくこと。
- (三) 廃棄物は、作業に支障のない限り、作業場内に保管しないこと。
- (四) 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。
- (五) 廃棄物及び排水の処理は適切に行うこと。

#### 七 食品衛生責任者の設置

- (一) 営業者（法第四十八条の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。(三)から(五)までにおいて同じ。）は、法第五十二条の規定による許可施設ごとに自ら又は当該施設における食品取扱者等のうちから食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を定めておくこと。
- (二) 食品衛生責任者は、都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長（以下「知事等」という。）が行う講習会又は知事等が適正と認めた講習会を定期的を受講し、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めること。
- (三) 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。
- (四) 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生防止のため、施設の衛生管理の方法及び食品衛生に関する事項について必要な注意を払うとともに、営業者に対し意見を述べるよう努めること。
- (五) 営業者は、(四)の規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。
- (六) 食品衛生責任者は規則で定める者のうちから選任すること。

#### 八 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成

危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いて衛生管理を実施するに当たり、法第四十



八条の規定に基づく食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。

#### 九 製品説明書及び製造工程一覧図の作成

- (一) 製品について、原材料等の組成、物理的・化学的性質（水分活性、水素イオン濃度等）、殺菌・静菌処理（加熱処理、凍結、加塩、くん煙等）、包装、保存性、保管条件及び流通方法等の安全性に関する必要な事項を記載した製品説明書を作成すること。また、製品説明書には想定する使用方法、消費者層等を記述すること。
- (二) 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。
- (三) 製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、製造工程一覧図の修正を行うこと。

#### 十 食品等の取扱い

次の方法により食品の製造工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

- (一) 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質のリスト（二）及び（三）において「危害要因リスト」という。）を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び九（一）の製品の特性等を考慮し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。
- (二) （一）で特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（三）及び（四）において「管理措置」という。）を検討し、危害要因リストに記載すること。
- (三) 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定めるとともに、重要管理点を定めない場合には、その理由を記載した文書を作成すること。また、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮すること。なお、重要管理点の設定に当たっては、定めようとする重要管理点における管理措置が、危害の原因となる物質を十分に管理できない場合は、当該重要管理点又はその前後の工程において適切な管理措置が設定できるよう、製品又は製造工程を見直すこと。
- (四) 個々の重要管理点について、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を設定すること。管理基準は、危害の原因となる物質に係る許容の可否を判断する基準であり、温度、時間、水分含量、水素イオン濃度、水分活性、有効塩素等のほか、測定できる指標又は外観及び食感のような官能的指標であること。
- (五) 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷の防止をするためのモニタリングの方法を設定し、十分な頻度で実施す

ること。モニタリングの方法に関する全ての記録は、モニタリングを実施した担当者等規定した者による署名を行うこと。

- (六) モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置（以下「改善措置」という。）を、重要管理点において設定し、適切に実施すること。また、改善措置には、管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含むこと。
- (七) 製品の危害分析・重要管理点方式につき、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

#### 十一 管理運営要領の作成

- (一) 施設及び食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、食品取扱者及び関係者に周知徹底すること。
- (二) 定期的に拭取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、(一)で作成した管理運営要領の効果を検証し、必要に応じその内容を見直すこと。

#### 十二 記録の作成及び保存

- (一) 十(一)及び(二)の危害分析、十(三)の重要管理点の決定及び十(四)の管理基準の決定について記録を作成し、保存すること。
- (二) 十(五)のモニタリング、十(六)の改善措置及び十(七)の検証について記録を作成し、保存すること。
- (三) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造又は加工等の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。
- (四) 記録の保存期間は、取り扱う食品等の流通実態、消費期限又は賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。
- (五) 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、国、都道府県等から要請があった場合には、当該記録を提出すること。

#### 十三 回収及び廃棄

- (一) 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、問題となった製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法、当該施設の所在する地域を管轄する知事又は保健所長への報告等の手順を定めること。
- (二) 販売食品等に起因する食品衛生上の危害が発生した場合において、回収された製品に関し、廃棄その他の必要な措置を的確かつ迅速に行うこと。
- (三) 回収された当該品は、通常製品と明確に区別して保管し、知事又は保健所長の指示に従って適切に廃棄等の措置を講ずること。
- (四) 回収等を行う際は、必要に応じ、消費者への注意喚起等のため、当該回収等に関する公表について努めること。

#### 十四 検査用食品の保存

- (一) 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者（以下「営業者等」という。）は給食、料理、仕出し弁当を調整したときは、規則で定めるところにより、当該調整した食品を検査用として保存すること。

- (二) (一)の場合には、製品の配達先、配送時刻及び配送量を記録し保存すること。

#### 十五 情報の提供

- (一) 営業者等は、消費者に対し、販売食品等についての正確かつ適正な情報提供に努めること。
- (二) 営業者等は、製造、加工又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害(医師の診断を受け、その症状が製造、加工又は輸入した食品等に起因する又はその疑いがあると診断されたもの)及び食品衛生法に違反する食品等に関する情報について、知事又は保健所長へ速やかに報告すること。
- (三) 営業者等は、消費者等から、製造、加工又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であつて、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、知事又は保健所長へ速やかに報告すること。

#### 第二 営業施設等における食品取扱者等の衛生管理

- (一) 営業者等は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して、食品取扱者の健康診断が行われるようにすること。
- (二) 営業者等は、食品取扱者等(食品取扱者及びその関係者をいう。以下同じ。)が飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかったとき、又はその疾病にかかっていることが疑われる症状を有するときは、そのおそれがなくなるまでの期間、当該食品取扱者等が食品に直接接触することがないように措置すること。
- (三) 営業者等は、保健所長から検便を受けるべき旨の指示があつたときには、食品取扱者に検便を受けさせること。
- (四) 次の症状を呈している食品取扱者については、その旨を営業者等に報告させ、食品の取扱作業に従事させないようにするとともに、医師の診断を受けさせること。なお、皮膚に外傷があつてへに該当しない者を従事させる際には、当該部位を耐水性を有する被覆材で覆うこと。

イ 黄疸

ロ 下痢

ハ 腹痛

ニ 発熱

ホ 発熱を伴う喉の痛み

ヘ 皮膚の外傷のうち感染が疑われるもの(やけど、切り傷等)

ト 耳、目又は鼻からの分泌(病的なものに限る。)

チ 吐き気、おう吐

- (五) 食品取扱者は、衛生的な作業着、帽子等を着用し、作業場内では専用の履物を用いるとともに、汚染区域(便所を含む。)にはそのまま入らないこと。また、食品等への異物混入及び汚染の原因となり得るものを作業場内に持ち込まないこと。
- (六) 食品取扱者は、食肉等が直接接触するときは、繊維製品その他洗浄消毒すること困難な手袋を原則として使用しないこと。
- (七) 食品取扱者は、常に爪を短く切り、作業前、用便直後及び生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行い、使い捨て手袋

を使用する場合には交換を行うこと。

- (ハ) 食品取扱者は、所定の場所以外では着替え、喫煙、飲食等を行わないこと。また、食品等の取扱作業中に手若しくは食品等を取り扱う器具で、髪、鼻、口若しくは耳に触れ、又は覆いのない食品等の上でせき若しくはくしゃみをしないこと。
- (九) 食品取扱者以外の者が施設に立ち入る場合は、適切な場所で清潔な専用衣に着替えさせ、(一)から(ハ)までに規定した食品取扱者等の衛生管理の規定に従わせること。

### 第三 営業施設等における食品取扱者等に対する教育訓練

- (一) 営業者等は、製造、加工、調理販売等が衛生的に行われるよう、食品取扱者等に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法、適切な手洗いの方法、健康管理等食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。
- (二) この衛生教育には、第一に規定する各種手順等（一(二)、六(一)、十、十一及び十三(一)）に関する事項を含むものとする。
- (三) 営業者等は、洗浄剤、殺菌剤その他の化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。
- (四) 営業者等は、食品取扱者等への衛生教育の効果について定期的に評価し、必要に応じて教育方法を見直すこと。

### 第四 運搬

- (一) 食品の運搬に用いる車両、コンテナ等は、食品及び容器包装を汚染するようなものではないこと。また、容易に洗浄及び消毒ができる構造のものを使用し、常に清潔にし、補修を行うこと等により適切な状態を維持すること。
- (二) 食品と食品以外の貨物を混載する場合には、食品以外の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じ、食品を適切な容器に入れる等食品以外の貨物と区分けすること。
- (三) 運搬中の食品がほこり、有毒ガス等に汚染されないよう管理すること。
- (四) 品目が異なる食品又は食品以外の貨物の運搬に使用した車両、コンテナ等を使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じ消毒を行うこと。
- (五) 食品等を直接タンクローリ、コンテナ等に入れて運搬する場合は、必要に応じ、食品専用の車両、コンテナ等を使用すること。その場合は、車両、コンテナ等に食品専用であることを明示すること。
- (六) 運搬中の温度、湿度その他の状態の管理に注意すること。
- (七) 配送時間が長時間に及ばないように配送ルート等にも留意し、時間の管理に注意すること。
- (八) 弁当等にあつては、摂食予定時間を考慮した配送をする等、適切な出荷時間に注意すること。

### 第五 販売

- (一) 販売量を見込んだ仕入れを行う等、適正な販売を行うこと。
- (二) 直接日光にさらし、又は長時間不適切な温度で販売することのないよう衛生管理に注意すること。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二 危害分析・重要管理点方式を用いず衛生管理を行う場合の基準（第二条 関係）

第一 営業施設等における衛生管理

一 一般事項

別表第一の第一の一によること。

二 施設の衛生管理

別表第一の第一の二によること。

三 食品取扱設備等の衛生管理

別表第一の第一の三によること。

四 ねずみ、昆虫等対策

別表第一の第一の五によること。

五 廃棄物及び排水の取扱い

別表第一の第一の六によること。

六 食品等の取扱い

(一) 原材料の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について点検し、点検状況を記録するよう努めること。

(二) 原材料として使用する食品は、適切なものを選択し、必要に応じて前処理を行った後、加工に供すること。また、保存に当たっては、当該食品に適した状態及び方法で行うこと。

(三) 冷蔵庫又は冷蔵室内では、相互汚染が生じないように、食品等を区分して保存すること。

(四) 添加物を使用する場合には、正確に計量し、適正に使用すること。

(五) 食品は、当該品の特性（水分活性、水素イオン濃度、微生物による汚染状況等）、消費期限又は賞味期限、製造加工の方法、包装形態、加熱調理の必要性の有無等に応じて冷蔵保存する等、調理、製造、保管、運搬、販売等の各過程において時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。

(六) 特に食品衛生に影響があると考えられる次の工程の管理に、十分配慮すること。

イ 冷却

ロ 加熱

ハ 乾燥

ニ 添加物の使用

ホ 真空調理又はガス置換包装

ヘ 放射線照射

(七) 食品間の相互汚染を防止するため、次の点に配慮すること。

イ 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。

ロ 製造、加工又は調理を行う区画へは、当該区画で作業を行う食品取扱者以外の者が立ち入ることのないようにすること。ただし、当該食品取扱者以外の者の立入りによる食品等の汚染のおそれがない場合はこの限りでない。また、こ

- これらの区域へ入る際には、必要に応じて、更衣室等を経由し、衛生的な作業着、履物への交換、手洗い等を行うこと。
- ハ 食肉等の未加熱食品を取り扱った設備、機械器具等は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。
- (八) 原材料（特に生鮮物）の保管に当たっては、使用期限等に応じ適切な順序で使用されるよう配慮すること。
- (九) 器具及び容器包装は、製品を汚染及び損傷から保護し、適切な表示が行えるものを使用すること。また、再使用が可能な器具又は容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものを用いること。
- (十) 食品等の製造又は加工に当たっては、以下の事項の実施に努めること。
- イ 原材料及び製品への金属、ガラス、ほこり、洗浄剤、機械油等の化学物質等の異物が混入することを防止するための措置を講じ、必要に応じ検査すること。
- ロ 原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理し、保存すること。
- ハ 製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成し、保存すること。
- ニ 分割、細切等の処理が行われた食肉等について、異物の混入がないかを確認すること。なお、異物が認められた場合には、汚染の可能性のある部分を廃棄すること。
- ホ 原材料として使用していない食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）第一条第二項第七号に規定する特定原材料が製造工程において混入しないよう措置を講ずること。
- (十一) 原材料及び製品について自主検査を行い、法第十一条第一項の基準及び規格並びに法第十八条第一項の規格及び基準への適合性を確認し、その結果を記録するよう努めること。
- (十二) おう吐物等により汚染された可能性のある食品は廃棄すること。
- (十三) 施設においておう吐した場合には、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。
- (十四) 自動販売機を利用して行う営業については、次の食品の種類等に応じた措置を講ずること。
- イ 食品（容器包装詰加圧加熱殺菌食品、瓶詰食品及び缶詰食品を除く。）を冷凍し、冷蔵し、又は温蔵して販売する自動販売機においては、次のとおりとすること。
- (イ) 食品を収納する部分を所定の温度（冷凍するものにあつては摂氏零下十五度以下（ただし、包装冷凍食肉を収納する場合にあつては摂氏零下十八度以下）、冷蔵するものにあつては摂氏十度以下、温蔵するものにあつては摂氏六十五度以上とする。以下同じ。）に保ち、定期的に所定の温度に保たれているかどうか、点検を行うこと。
- (ロ) 食品の収納に当たっては、食品を収納する部分の温度が所定の温度になった後に収納すること。
- (ハ) 食品を収納する部分が所定の温度を保てなくなった場合にあつては、当該

自動販売機に収納されている食品は販売しないこと。

- ロ 弁当（容器包装詰加圧加熱殺菌したもの、瓶詰にしたもの及び缶詰にしたもの並びに冷凍したものを除く。以下同じ。）の取扱いは次のとおりとすること。
- (イ) 所定の温度で冷蔵し、又は温蔵して販売すること。
  - (ロ) 自動販売機への追加収納は行わないこと。
  - (ハ) 自動販売機への収納又は回収に当たっては、その品名、数量、消費期限、製造者の住所及び氏名、収納又は回収の日時並びに当該回収食品の措置の内容をその都度記録し、三箇月間保存すること。
  - (ニ) 自動販売機への収納は、製造後速やかに行うこと。
  - (ホ) 自動販売機に収納するまでの運搬は、直射日光の遮断及び防じん効果のある車等を用いること。
  - (ヘ) 自動販売機に収納する弁当には、自動販売機専用である旨の表示を行うこと。
- ハ 包装冷凍食肉の取扱いは次のとおりとすること。
- (イ) 収納されている包装冷凍食肉の点検を定期的に行い、その点検状況を記録すること。
  - (ロ) 包装冷凍食肉の仕入れに当たっては、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について点検し、点検状況を記録すること。

#### 七 使用水等の管理

別表第一の第一の四によること。

#### 八 食品衛生責任者の設置

別表第一の第一の七によること。

#### 九 記録の作成及び保存

- (一) 営業者等は、食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造又は加工等の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。
- (二) 営業者等は、取り扱う食品等の流通実態、消費期限又は賞味期限等に応じて記録の保存期間を合理的に設定すること。
- (三) 営業者等は、食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、国、都道府県等から要請があつた場合には、(一)で作成した記録を提出すること。
- (四) 営業者等は、製造し、又は加工した製品について自主検査を行った場合には、その記録を保存するよう努めること。

#### 十 回収及び廃棄

別表第一の第一の十三によること。

#### 十一 管理運営要領の作成

別表第一の第一の十一によること。

#### 十二 検査用食品の保存

別表第一の第一の十四によること。

#### 十三 情報の提供

別表第一の第一の十五によること。

**第二 営業施設等における食品取扱者等の衛生管理**

別表第一の第二によること。

**第三 営業施設等における食品取扱者等に対する教育訓練**

- (一) 営業者等は、製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう、食品取扱者等に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法、適正な手洗いの方法、健康管理等食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。
- (二) (一)の衛生教育には、第二に規定する各種手順等（別表第一の第一の一(二)、六(一)、十一、十三(一)、別表第一の二の第一の六(五)及び六(六))に関する事項を含むものとする。
- (三) 営業者等は、洗剤、殺菌剤その他の化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについて教育訓練を実施すること。
- (四) 営業者等は、食品取扱者等への衛生教育の効果について定期的に評価し、必要に応じて教育方法を見直すこと。

**第四 運搬**

別表第一の第四によること。

**第五 販売**

別表第一の第五によること。

**附 則**

この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。



三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第二十三号

三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

三重県青少年健全育成条例（昭和四十六年三重県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「六歳以上」を削る。

第十八条の六第一項中「得られる情報であつて、その内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの（以下この項及び次項において「有害情報」という。）」を「青少年有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下この条から第十八条の八までにおいて「青少年インターネット環境整備法」という。）第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に、「有害情報に」を「青少年有害情報に」に改め、同条第二項中「フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について、一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。次項において同じ。）の機能を有するソフトウェア」を「青少年インターネット環境整備法第二条第九項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（次項及び次条第二項において「フィルタリングソフトウェア」という。）」に、「有害情報」を「青少年有害情報」に改め、同条第三項中「フィルタリング」の下に「ソフトウェア」を加え、同条の次に次の四条を加える。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の確認義務等）

第十八条の七 次に掲げる者（次項、第十八条の九及び第十八条の十において「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、携帯電話インターネット接続役務（青少年インターネット環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。次項及び次条第二項において同じ。）を提供する契約（以下この条及び次条第三項において「携帯電話インターネット接続契約」という。）の締結又は媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該携帯電話インターネット接続契約に係る携帯電話端末又はPHS端末（次項及び第十八条の十において「携帯電話端末等」という。）の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならない。

一 携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。次項、次条及び第十八条の十第二項において同じ。）

二 携帯電話インターネット接続契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者

2 前項の場合において、当該携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、当該携帯電話インターネット接続契約の相手方に対し、当該携帯電話インターネット接続契約による携帯電話インターネット接続役務の提供に合わせて携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することができ

る青少年インターネット環境整備法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービス（次条において「フィルタリングサービス」という。）及びフィルタリングソフトウェアの内容その他の規則で定める事項を説明し、並びに当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

（フィルタリングサービス不要申出に係る書面の提出等）

第十八条の八 保護者は、青少年インターネット環境整備法第十七条第一項ただし書の規定による申出をするに当たっては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、当該青少年が就労している場合において、フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障が生ずることその他の規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面を提出しなければならない。

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定による書面の提出があつたときに限り、フィルタリングサービスの提供を伴わない携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定によりフィルタリングサービスの提供を伴わない携帯電話インターネット接続契約を締結したときは、規則で定めるところにより、第一項の規定により提出された書面若しくはその写しを保存し、又は当該書面に記載された事項を記録し、これを保存しなければならない。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告等）

第十八条の九 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第十八条の七又は前条第二項若しくは第三項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（携帯電話端末等の利用に係る保護者及び県の責務）

第十八条の十 保護者は、第十八条の六の趣旨を踏まえ、第十八条の七第二項の規定による携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明が円滑に行われるよう協力するとともに、その監護に係る青少年の携帯電話端末等の使用に当たっては、そのインターネットの利用の状況を適切に把握し、当該青少年とともに遵守すべき事項を定める等適切な利用を確保するよう努めなければならない。

2 県は、第十八条の七第二項の規定による携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明が円滑かつ適切に行われるよう普及啓発を行うとともに、第十八条の六の趣旨を踏まえ、保護者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者並びに携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三十六条第一項中「興行場」の下に「、営業所」を加え、「行ない」を「行い」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三重県農村地域資源保全向上委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第二十四号

三重県農村地域資源保全向上委員会条例の一部を改正する条例

三重県農村地域資源保全向上委員会条例（平成十九年三重県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第二号を次のように改める。

一 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）

第三条第三項に規定する多面的機能発揮促進事業に関する事項

二 三重県中山間ふるさと・水と土保全基金条例（平成五年三重県条例第二十二号）第

一条に規定する支援事業に関する事項

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 三重県中山間地域等直接支払制度検討委員会条例（平成十九年三重県条例第四十一号）は、廃止する。

三重県指定猟法禁止区域等の区域内に設置する標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第二十五号

三重県指定猟法禁止区域等の区域内に設置する標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

三重県指定猟法禁止区域等の区域内に設置する標識の寸法を定める条例（平成二十四年三重県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（一）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（一）」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

三重県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第二十六号

三重県建築基準条例の一部を改正する条例

三重県建築基準条例（昭和四十六年三重県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項の表中「耐火建築物」の下に「又は耐火構造建築物（法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）をいう。次項及び第十九条第一項において同じ。）」を加え、同条第三項中「耐火建築物」の下に「又は耐火構造建築物」を加える。

第十八条第二項中「法第二十七条第一項ただし書の政令で定める技術的基準」を「一時間準耐火基準」に改める。

第十九条第一項中「耐火建築物又は準耐火建築物」を「耐火建築物等（耐火建築物、耐火構造建築物、準耐火建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物（特定避難時間が四十五分以上であるものに限る。）をいう。次条、第二十三条及び第二十四条第二項において同じ。）」に改める。

第二十条及び第二十三条中「耐火建築物及び準耐火建築物」を「耐火建築物等」に改める。

第二十四条第一項中「法第二十七条第一項ただし書の政令で定める技術的基準」を「一時間準耐火基準」に改め、同条第二項中「耐火建築物及び準耐火建築物」を「耐火建築物等」に改める。

第二十七条第一項中「設計者（」の下に「設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、」を、「施工した場合」の下に「（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。  
右提出する。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第二十七号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例(昭和三十二年三重県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教頭」の下に「、主幹教諭、指導教諭」を加える。

第三条第一号中「三、二八七人」を「三、二五二人」に、「二三四人」を「二三三人」に、「一一七人」を「一一三人」に、「三、六三八人」を「三、五九八人」に改め、同条第二号中「一、一〇二人」を「一、一〇九人」に、「三六人」を「三五人」に、「一、二〇一人」を「一、二〇七人」に改める。

第四条第一号中「六、一三八人」を「六、〇九九人」に、「三八七人」を「三八二人」に、「二二一人」を「二一九人」に、「三九七人」を「三八六人」に、「七、〇四三人」を「六、九八六人」に改め、同条第二号中「三、五六四人」を「三、五三九人」に、「一五七人」を「一五六人」に、「二七人」を「三一人」に、「一七五人」を「一七四人」に、「三、九二三三人」を「三、九〇〇人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第二十八号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、教頭」の下に「、主幹教諭、指導教諭」を、「担任する」の下に「主幹教諭、指導教諭、」を加える。

第十一条第三項中「五十五歳以上の」を「前項の規定にかかわらず、五十五歳以上の」に、「前項の規定の適用については、同項中「四号給（規則で定める職員にあつては、三号給）」とあるのは、「二号給」とする。」を「第一項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。」に改める。

第十二条の二第一項中「中学校、小学校教育職給料表の」を「中学校・小学校教育職給料表の特二級、」に改める。

第十五条の二第二項第一号中「百分の十八」を「百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の十五」を「百分の十六」に改め、同項第三号中「百分の十二」を「百分の十五」に改め、同項第四号中「百分の十」を「百分の十二」に改め、同項第五号中「百分の六」を「百分の十」に改め、同項第六号中「百分の三（規則で定める地域及び学校にあつては、百分の四）」を「百分の六」に改め、同項に次の一号を加える。

七 七級地 百分の三（規則で定める地域及び学校にあつては、百分の四・五）

第十六条第三項中「学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、所在する地域を異にする学校に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、」及び「、当該異動又は学校の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第十六条の二第二項中「二万三千元」を「三万円」に、「四万五千元」を「五万八千元」に改め、同条第三項中「職員給与条例等適用職員」を「職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十七年三重県条例第一号）、県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十七年三重県条例第二号）、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）若しくは病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）の適用を受ける職員」に改め、「特定地方独立行政法人の職員等」の下に「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下この項において「特定地方独立行政法人」という。）の職員及び県が設立する特定地方独立行政法人の役員をいう。）」を、「一般地方独立行政法人等職員等」の下に「（公立学校職員の退職手当に関する条例第七



条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人等職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。)」を加える。

第十七条の三第十号中「第二十三条」を「第二十一条」に改める。

第二十二條の三第一項中「占める職員」の下に「(次項において「管理監督職員」という。)」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第二十二條の三第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項において」を「第一項及び第二項において」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)

二 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、六千円を超えない範囲内において規則で定める額

第二十四條第一項中「対し、」の下に「教育長が定める期間における人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

第二十五條第一項中「従事する」の下に「主幹教諭、指導教諭、」を加える。

第二十五條の二第一項中「教頭」の下に「、主幹教諭、指導教諭」を、「を担任する」の下に「主幹教諭、指導教諭、」を加える。

第二十七條の二中「際には、」の下に「三重県職員等の共済制度に関する条例(昭和二十四年三重県条例第四十八号)の規定に基づき相互共済及び福利増進を目的とする独立の会又は」を加え、「互助会の会員」を「相互共済及び福利増進を目的とする互助会(以下この条においてこれらを単に「互助会」という。)の会員」に、「および同」を「及び」に、「当該互助会」を「互助会」に改め、「額に相当する金額」の下に「並びに県が職員の居住の用に供する施設(県委員会が人事委員会と協議して認めるものに限る。)の貸付料及びその使用に必要な経費に相当する金額」を加える。

附則第七項中「当分の間」を「平成二十七年六月一日までの間」に、「以下「管理職員」という。)にあつては、第二十四條第一項中「基準日以前六箇月以内の期間」とあるのは「教育長が別に定める期間」と、管理職員」を「)」に、「同条第二項第一号中」を「第二十四條第二項第一号中」に、「次項」を「次項及び附則第十二項第六号」に改める。

附則第十二項中「当分の間」を「平成三十一年三月三十一日までの間」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

## 別表第一（第9条関係）

## 高等学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	195,100	255,300	325,800	414,600
	2	152,400	196,800	257,800	328,000	416,400
	3	153,900	198,400	260,200	330,300	418,200
	4	155,400	200,100	262,700	332,500	419,900
	5	157,100	201,900	265,300	334,800	421,400
	6	159,000	203,600	267,700	337,000	422,900
	7	160,800	205,300	270,000	339,300	424,800
	8	162,600	206,900	272,300	341,600	426,700
	9	164,400	208,700	274,800	343,700	428,500
	10	166,500	210,600	277,200	345,800	430,300
	11	168,500	212,500	279,600	348,000	432,200
	12	170,500	214,400	282,000	350,100	434,000
	13	172,500	216,100	284,500	352,300	435,700
	14	174,700	218,100	286,600	354,300	437,600
	15	176,900	220,100	288,700	356,300	439,400
	16	179,100	222,100	290,900	358,300	441,300
	17	181,400	224,000	293,100	360,200	443,000
	18	184,000	226,700	295,800	362,100	444,800
	19	186,500	229,400	298,400	364,100	446,600
	20	189,000	232,100	301,100	366,100	448,400
	21	191,500	234,700	303,600	367,900	450,000
	22	193,200	237,500	306,300	369,900	451,700
	23	194,900	240,100	308,800	371,800	453,600
	24	196,600	242,800	311,500	373,700	455,300
	25	198,100	245,400	314,200	375,200	457,000
	26	199,800	247,900	316,500	377,000	458,600
	27	201,500	250,400	318,900	378,900	460,200
	28	203,100	252,900	321,200	380,800	461,700
	29	204,600	255,600	323,500	382,700	463,200
	30	206,300	258,000	325,500	384,600	464,500
	31	208,000	260,300	327,700	386,500	465,800
	32	209,700	262,600	329,900	388,500	467,100
	33	211,300	264,900	332,000	390,200	468,300
	34	213,100	267,200	334,200	391,900	469,000
	35	214,900	269,400	336,400	393,500	469,700
	36	216,700	271,600	338,500	395,300	470,400
	37	218,300	274,000	340,700	396,500	471,000
	38	220,100	276,000	342,800	398,000	471,700
	39	221,900	278,100	345,000	399,400	472,400
	40	223,700	280,200	347,100	400,800	473,100

	41	225,400	282,200	349,200	402,500	473,700
	42	227,100	284,800	351,300	403,900	474,400
	43	228,700	287,200	353,300	405,200	475,100
	44	230,300	289,700	355,400	406,700	475,800
	45	232,000	291,900	357,400	408,300	476,400
	46	233,400	294,500	359,500	409,600	
	47	234,800	297,000	361,500	411,100	
	48	236,200	299,700	363,500	412,700	
	49	237,700	302,100	365,300	414,400	
	50	239,200	304,500	367,100	415,800	
	51	240,600	307,000	369,100	417,400	
	52	242,100	309,400	371,100	418,900	
	53	243,400	311,800	373,000	420,600	
	54	244,700	314,000	374,800	422,100	
	55	246,100	316,100	376,600	423,700	
	56	247,500	318,300	378,300	425,300	
	57	248,900	320,600	379,800	426,800	
	58	250,000	322,700	381,400	428,300	
	59	251,300	324,900	383,100	429,500	
	60	252,600	326,900	384,800	430,700	
	61	253,900	329,100	386,000	431,900	
	62	255,400	331,200	387,400	433,200	
	63	256,800	333,400	388,800	434,500	
	64	258,100	335,600	390,100	435,700	
	65	259,500	337,500	391,500	436,900	
	66	261,100	339,700	392,700	438,100	
	67	262,700	341,800	394,100	439,300	
	68	264,400	344,000	395,500	440,500	
	69	265,900	346,000	396,800	441,700	
	70	267,300	348,000	398,100	442,900	
	71	268,800	350,100	399,500	444,100	
	72	270,300	352,100	400,800	445,300	
	73	271,400	353,900	402,100	446,400	
	74	272,800	355,800	403,500	447,000	
	75	274,200	357,700	404,900	447,500	
	76	275,500	359,600	406,200	448,000	
	77	276,900	361,500	407,400	448,500	
再任	78	278,100	363,200	408,600	449,100	
用職	79	279,300	364,900	409,900	449,600	
員以	80	280,500	366,500	411,300	450,100	
外の	81	281,700	368,000	412,600	450,600	
職員	82	282,900	369,500	413,800	451,200	
	83	284,100	371,000	414,800	451,700	
	84	285,300	372,400	416,000	452,200	

85	286,500	373,500	417,200	452,700
86	287,600	374,900	418,400	
87	288,800	376,300	419,600	
88	290,000	377,600	420,600	
89	291,200	378,900	421,700	
90	292,300	380,200	422,700	
91	293,500	381,400	423,700	
92	294,700	382,700	424,700	
93	295,500	384,000	425,600	
94	296,500	385,100	426,400	
95	297,700	386,400	427,200	
96	298,900	387,600	428,000	
97	299,900	389,000	428,800	
98	301,000	390,000	429,200	
99	302,000	391,100	429,600	
100	303,100	392,100	430,000	
101	304,000	393,000	430,400	
102	305,100	394,000	430,700	
103	306,200	395,100	431,000	
104	307,200	396,200	431,300	
105	307,800	396,900	431,600	
106	308,700	397,800	431,900	
107	309,500	398,700	432,200	
108	310,300	399,600	432,400	
109	311,200	400,400	432,600	
110	311,600	401,300	432,900	
111	312,000	402,100	433,200	
112	312,500	402,900	433,400	
113	313,100	403,500	433,600	
114	313,500	404,200	433,900	
115	314,000	404,900	434,200	
116	314,500	405,600	434,400	
117	315,100	406,200	434,600	
118	315,600	406,700		
119	316,000	407,100		
120	316,500	407,500		
121	317,000	407,900		
122	317,400	408,200		
123	317,900	408,500		
124	318,400	408,700		
125	319,000	408,900		
126	319,300	409,200		
127	319,600	409,500		
128	319,900	409,700		

129	320,100	409,900			
130	320,400	410,200			
131	320,700	410,500			
132	321,000	410,700			
133	321,200	410,900			
134	321,400	411,200			
135	321,600	411,500			
136	321,900	411,700			
137	322,200	411,900			
138	322,400	412,200			
139	322,700	412,500			
140	323,000	412,700			
141	323,200	412,900			
142	323,400	413,200			
143	323,700	413,500			
144	323,900	413,700			
145	324,200	413,900			
146	324,400				
147	324,700				
148	325,000				
149	325,200				
150	325,400				
151	325,700				
152	326,000				
153	326,200				
再任用職員	231,700	272,000	300,700	328,800	412,900

- 備考 (一) この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第二（第9条関係）

## 中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	166,700	255,300	284,800	404,400
	2	152,400	168,800	257,800	287,500	405,900
	3	153,900	170,900	260,200	290,400	407,400
	4	155,400	173,100	262,700	293,100	408,900
	5	157,100	175,100	265,300	295,700	410,300
	6	159,000	177,300	267,700	298,100	411,700
	7	160,800	179,500	270,000	300,600	413,200
	8	162,600	181,700	272,300	303,200	414,800
	9	164,400	184,000	274,800	305,700	416,200
	10	166,500	186,800	277,200	308,500	417,600
	11	168,500	189,500	279,600	311,300	419,000
	12	170,500	192,200	282,000	314,200	420,300
	13	172,500	195,100	284,500	316,800	421,600
	14	174,700	196,800	286,600	319,000	423,000
	15	176,900	198,400	288,700	321,200	424,400
	16	179,100	200,100	290,900	323,500	425,800
	17	181,400	201,900	293,100	325,800	427,000
	18	184,000	203,600	295,800	328,000	428,300
	19	186,500	205,300	298,400	330,300	429,500
	20	189,000	206,900	301,100	332,500	430,800
	21	191,500	208,700	303,600	334,800	431,900
	22	193,200	210,600	306,300	337,000	433,100
	23	194,900	212,500	308,800	339,300	434,400
	24	196,600	214,400	311,500	341,600	435,700
	25	198,100	216,100	314,200	343,700	437,000
	26	199,700	218,100	316,500	345,500	438,200
	27	201,300	220,100	318,900	347,400	439,200
	28	202,800	222,100	321,200	349,300	440,300
	29	204,500	224,000	323,500	351,200	441,500
	30	206,200	226,700	325,500	353,000	442,300
	31	207,900	229,400	327,700	354,700	443,100
	32	209,600	232,100	329,900	356,600	444,000
	33	211,100	234,700	332,000	358,300	444,900
	34	212,800	237,500	334,100	360,000	445,400
	35	214,500	240,100	336,200	361,700	445,900
	36	216,200	242,800	338,200	363,500	446,400
	37	217,700	245,400	340,300	365,400	446,900
	38	219,400	247,900	342,200	366,900	447,400
	39	221,100	250,400	344,200	368,500	447,900
	40	222,800	252,900	346,100	370,100	448,400

41	224,400	255,600	348,000	371,400	448,900
42	226,100	258,000	349,800	372,800	449,400
43	227,700	260,300	351,600	374,300	449,900
44	229,300	262,600	353,300	375,800	450,400
45	231,000	264,900	355,100	377,300	450,900
46	232,500	267,200	356,800	378,900	
47	234,000	269,400	358,400	380,500	
48	235,400	271,600	360,000	382,000	
49	237,000	274,000	361,400	383,400	
50	238,400	276,000	362,900	384,900	
51	240,000	278,100	364,600	386,400	
52	241,200	280,200	366,200	387,800	
53	242,500	282,200	367,700	389,000	
54	244,000	284,800	369,200	390,300	
55	245,300	287,200	370,700	391,400	
56	246,600	289,700	372,200	392,500	
57	248,000	291,900	373,700	394,000	
58	249,200	294,500	375,100	395,200	
59	250,400	297,000	376,500	396,400	
60	251,700	299,700	377,800	397,700	
61	253,100	302,100	378,700	398,900	
62	254,500	304,500	379,900	399,900	
63	255,800	307,000	381,100	401,300	
64	256,800	309,400	382,200	402,600	
65	257,800	311,800	383,200	403,800	
66	259,300	314,000	384,400	404,900	
67	260,900	316,100	385,400	406,100	
68	262,400	318,300	386,500	407,200	
69	264,000	320,600	387,700	408,200	
70	265,500	322,700	388,700	409,400	
71	267,000	324,900	389,800	410,600	
72	268,500	326,900	391,000	411,800	
73	269,700	329,100	392,000	412,400	
74	270,900	331,200	393,100	413,200	
75	272,200	333,400	394,200	413,900	
76	273,500	335,600	395,300	414,400	
77	274,900	337,400	396,200	414,700	
78	276,000	339,300	397,100	415,100	
79	277,200	341,200	398,100	415,500	
80	278,400	343,000	399,100	415,900	
再任用職員以外の職員	81	279,700	344,800	399,900	416,200
	82	280,700	346,600	400,700	416,600
	83	281,900	348,300	401,400	417,000
	84	283,100	350,100	402,200	417,300

85	284,100	351,500	402,900	417,600
86	285,000	353,100	403,700	418,000
87	286,000	354,800	404,400	418,400
88	287,000	356,300	405,100	418,700
89	288,100	357,700	405,700	419,000
90	289,000	359,000	406,400	419,300
91	289,900	360,400	406,900	419,600
92	290,800	361,800	407,600	419,800
93	291,300	363,300	408,000	420,000
94	292,000	364,600	408,400	420,300
95	292,800	365,900	408,700	420,600
96	293,600	367,100	409,000	420,800
97	294,400	368,100	409,300	421,000
98	295,200	369,100	409,600	421,300
99	296,000	370,100	409,900	421,600
100	296,700	371,100	410,100	421,800
101	297,600	372,000	410,300	422,000
102	298,100	373,000	410,600	
103	298,600	374,000	410,900	
104	299,100	375,000	411,100	
105	299,300	375,800	411,300	
106	299,700	376,700	411,600	
107	300,000	377,600	411,900	
108	300,200	378,600	412,100	
109	300,400	379,400	412,300	
110	300,600	380,400	412,600	
111	300,900	381,400	412,900	
112	301,200	382,400	413,100	
113	301,400	383,000	413,300	
114	301,600	383,900	413,600	
115	301,800	384,800	413,900	
116	302,100	385,700	414,100	
117	302,400	386,500	414,300	
118	302,700	387,200		
119	303,000	388,000		
120	303,300	388,800		
121	303,400	389,400		
122	303,600	390,200		
123	303,900	390,900		
124	304,200	391,600		
125	304,400	392,200		
126		392,900		
127		393,400		
128		394,000		



129			394,700			
130			395,300			
131			395,800			
132			396,300			
133			396,600			
134			396,900			
135			397,200			
136			397,500			
137			397,800			
138			398,100			
139			398,400			
140			398,700			
141			399,000			
142			399,300			
143			399,600			
144			399,900			
145			400,100			
146			400,400			
147			400,700			
148			400,900			
149			401,100			
150			401,400			
151			401,700			
152			401,900			
153			402,100			
154			402,400			
155			402,700			
156			402,900			
157			403,100			
再任用職員		222,900	268,800	295,800	322,100	402,900

備考 (一) この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第三 (第9条関係)

## 学 校 栄 養 職 員 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	275,700	323,700
	2	143,800	181,900	217,100	277,800	325,700
	3	145,200	183,500	218,700	280,000	327,900
	4	146,600	185,100	220,300	282,200	330,100
	5	147,800	186,600	221,700	284,400	332,100
	6	149,600	188,200	223,300	286,500	334,300
	7	151,300	189,800	224,800	288,700	336,400
	8	153,000	191,300	226,400	290,900	338,600
	9	154,700	192,900	227,900	292,900	340,600
	10	156,400	194,600	229,400	295,100	342,700
	11	158,100	196,200	230,800	297,200	344,900
	12	159,900	197,900	232,200	299,400	347,000
	13	161,400	199,500	234,000	301,600	348,700
	14	163,300	201,100	235,400	303,600	350,700
	15	165,300	202,700	236,700	305,700	352,600
	16	167,200	204,300	238,100	307,700	354,600
	17	169,100	205,800	239,400	309,900	356,600
	18	171,000	207,500	240,700	311,900	358,600
	19	172,800	209,200	242,000	314,000	360,600
	20	174,700	210,900	243,300	316,100	362,600
	21	176,600	212,200	244,700	318,000	364,400
	22	178,100	213,700	245,800	320,000	366,400
	23	179,600	215,100	247,000	321,900	368,500
	24	181,100	216,600	248,200	323,900	370,600
	25	182,700	218,000	249,400	325,900	372,000
	26	184,200	219,400	251,000	327,800	373,800
	27	185,700	220,800	252,500	329,800	375,600
	28	187,100	222,100	254,000	331,800	377,300
	29	188,700	223,600	255,500	333,400	379,100
	30	190,000	225,000	257,300	335,200	380,600
	31	191,300	226,600	259,100	336,900	382,200
	32	192,600	228,000	260,800	338,700	383,900
	33	194,000	229,500	262,300	340,500	385,200
	34	195,400	230,900	264,100	342,300	386,500
	35	196,800	232,100	265,800	344,200	387,800
	36	198,200	233,400	267,600	346,000	389,000
	37	199,300	234,900	269,100	347,800	390,100
	38	200,600	236,200	270,800	349,500	391,300
	39	201,900	237,500	272,500	351,100	392,400
	40	203,200	238,900	274,200	352,800	393,500

	41	204,400	240,200	275,900	354,000	394,300
	42	205,600	241,600	277,500	355,100	395,100
	43	206,800	242,900	279,200	356,300	395,900
	44	208,000	244,000	280,900	357,500	396,700
	45	209,200	245,200	282,500	358,700	397,100
	46	210,300	246,700	284,200	359,500	397,700
	47	211,400	248,300	285,900	360,700	398,200
	48	212,500	249,800	287,500	361,800	398,600
	49	213,600	251,400	288,900	362,800	399,000
	50	214,600	252,800	290,500	363,800	399,300
	51	215,600	254,200	292,000	364,800	399,600
	52	216,600	255,600	293,600	365,800	399,900
	53	217,400	256,700	295,000	366,600	400,200
	54	218,400	258,100	296,500	367,400	400,500
	55	219,300	259,500	297,900	368,300	400,800
	56	220,300	260,900	299,400	369,200	401,100
再任用職員以外の職員	57	221,100	261,900	300,700	369,700	401,400
	58	222,000	263,200	301,900	370,500	401,700
	59	222,900	264,500	303,200	371,300	402,000
	60	223,800	265,800	304,600	372,100	402,400
	61	224,700	266,800	305,900	372,500	402,600
	62	225,700	268,000	307,100	373,200	402,900
	63	226,700	269,300	308,400	373,900	403,200
	64	227,800	270,600	309,600	374,600	403,500
	65	228,500	271,600	311,000	375,000	403,700
	66	229,400	272,700	311,800	375,600	
	67	230,300	273,800	312,600	376,300	
	68	231,200	274,900	313,400	376,900	
	69	231,900	276,000	314,000	377,300	
	70	232,600	277,000	314,700	377,800	
	71	233,300	278,100	315,400	378,300	
	72	234,000	279,200	316,000	378,800	
	73	234,700	280,100	316,700	379,400	
	74	235,500	280,800	316,900	379,900	
	75	236,300	281,400	317,500	380,500	
76	237,100	282,200	318,100	381,100		
77	237,700	283,000	318,700	381,600		
78	238,300	283,600	319,200	382,100		
79	238,900	284,200	319,700	382,600		
80	239,500	284,800	320,200	383,100		
81	239,900	285,500	320,800	383,400		
82	240,300	286,000	321,300	383,900		
83	240,700	286,400	321,700	384,300		
84	241,100	286,800	322,200	384,700		

	85	241,500	287,000	322,700	385,100	
	86		287,200	323,100		
	87		287,400	323,300		
	88		287,600	323,700		
	89		288,000	324,100		
	90		288,200	324,500		
	91		288,400	324,900		
	92		288,600	325,300		
	93		289,000	325,600		
	94		289,200	325,800		
	95		289,400	326,200		
	96		289,700	326,500		
	97		290,100	326,700		
	98		290,400	327,000		
	99		290,600	327,300		
	100		290,900	327,600		
	101		291,200	327,800		
	102		291,400	328,100		
	103		291,600	328,500		
	104		291,900	328,700		
	105		292,200	328,800		
	106			329,100		
	107			329,500		
	108			329,700		
	109			329,900		
	110			330,300		
	111			330,700		
	112			331,100		
	113			331,300		
再任用職員		186,400	213,000	241,200	279,800	320,500

備考 この表は、中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用する。

## 別表第四（第9条関係）

## 行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100	519,400
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200	522,300
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200	525,400
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200	528,500
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200	531,600
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200	533,900
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200	536,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300	538,800
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000	541,200
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100	543,000
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100	544,800
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200	546,700
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900	548,400
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200	549,800
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500	551,100
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800	552,200
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900	553,500
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300	554,500
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800	555,400
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200	556,300
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400	557,200
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800	
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300	
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800	
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900	
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000	
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200	
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400	
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400	
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300	
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200	
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100	
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900	
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800	
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500	
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000	
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700	
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300	
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100	
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700	

	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000	
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300	
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700		
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100		
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800		
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300		
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700		
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100		
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500		
	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900		
	54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300		
	55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700		
	56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000		
	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300		
	58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700		
	59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000		
	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300		
	61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600		
	62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800			
再任用職員以外の職員	63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100			
	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400			
	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700			
	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000			
	67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300			
	68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600			
	69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800			
	70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100			
	71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400			
	72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700			
	73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900			
	74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200			
	75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500			
	76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700			
	77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900			
	78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200			
	79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500			
	80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700			
	81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900			
	82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200			
	83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500			
	84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700			

85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900				
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000					
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300					
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500					
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700					
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000					
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300					
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500					
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700					
94		292,500	340,300							
95		292,900	340,800							
96		293,300	341,200							
97		293,500	341,300							
98		293,800	341,800							
99		294,200	342,200							
100		294,600	342,500							
101		294,800	342,800							
102		295,100	343,200							
103		295,500	343,600							
104		295,800	344,000							
105		296,000	344,500							
106		296,300	344,900							
107		296,700	345,300							
108		297,000	345,700							
109		297,200	346,200							
110		297,600	346,600							
111		298,000	346,900							
112		298,300	347,200							
113		298,400	347,700							
114		298,700								
115		299,000								
116		299,400								
117		299,600								
118		299,800								
119		300,100								
120		300,400								
121		300,800								
122		301,000								
123		301,300								
124		301,600								
125		301,900								
再任用職員	185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700	519,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第五中「一万二千八百円」を「一万六千円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、公立学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十一条第三項の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（県委員会及び人事委員会が共同で定める規則（以下「規則」という。）で定める職員を除く。）には、平成三十四年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第十二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、当該額に次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	百分の七十五
平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	百分の五十
平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで	百分の二十五

- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前三項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第十二条第二項、第十二条の二第一項、第二十五条第一項及び第二十五条の二第一項の規定の適用については、給与条例第十二条第二項中「調整前における給料月額」とあるのは、「調整前における給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年三重県条例第二十八号。以下「平成二十七年改正条例」という。）附則第三項から第五項ま



での規定による給料の額及び平成二十七年改正条例附則第七項の規定により読み替えて適用する公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第三十二号。以下「平成十八年改正条例」という。）附則第七項から第九項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第十二条の二第一項、第二十五条第一項及び第二十五条の二第一項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定による給料の額及び平成二十七年改正条例附則第七項の規定により読み替えて適用する平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料の額との合計額」とする。

7 附則第三項から第五項までの規定による給料を支給される職員に関する公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第三十二号。以下「平成十八年改正条例」という。）附則第七項から第九項までの適用については、平成十八年改正条例附則第七項中「差額に相当する額」とあるのは、「差額に相当する額（給与条例附則第十二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じる前の額とする。）から附則第三項から第五項までに定める給料（給与条例附則第十二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じる前の額とする。）を減じて得た額」とする。

8 給与条例附則第十二項の規定が適用される職員（以下この項において「特定職員」という。）に対する同項の規定による給料月額等に関する特例措置は、次に掲げる額の合計額が、当該特定職員の給料月額に達しないこととなる職員（他の職員との均衡を考慮して県委員会が人事委員会と協議して認める職員を除く。）には適用しない。

一 当該特定職員の給料月額からその額に百分の一・五を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じて得た額

二 平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定により給料として支給される額

三 附則第三項から第五項までの規定により給料として支給される額

9 前項の規定により給与条例附則第十二項の規定が適用されないこととなった職員（他の職員との均衡を考慮して県委員会が人事委員会と協議して認める職員を除く。）にあつては、附則第三項から第五項まで及び平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料は支給しないものとする。

（平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

10 切替日から平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の上欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条の二第二項 第一号	百分の二十	百分の二十を超えない範囲内で 規則で定める割合
第十五条の二第二項 第二号	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で 規則で定める割合

第十五条の二第二項 第三号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で 規則で定める割合
第十五条の二第二項 第四号	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で 規則で定める割合
第十五条の二第二項 第五号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で規 則で定める割合
第十五条の二第二項 第六号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で規 則で定める割合
第十五条の二第二項 第七号	百分の三(規則で定める 地域及び学校にあつて は、百分の四・五)	百分の三(規則で定める地域及 び学校にあつては、百分の四・ 五)を超えない範囲内で規則で 定める割合
第十六条の二	三万円	三万円を超えない範囲内で規則 で定める額

(規則への委任)

- 11 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第二十九号

県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

## 現業職員給料表

区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	135,100	176,200	221,100	275,300
	2	135,700	177,700	222,300	277,100
	3	136,300	179,100	223,300	279,000
	4	136,900	180,500	224,000	280,700
	5	137,600	182,000	225,300	282,500
	6	138,700	183,400	226,600	284,700
	7	139,900	184,800	227,900	286,800
	8	141,000	186,200	229,100	289,000
	9	142,100	187,700	230,300	291,000
	10	143,200	189,500	232,000	293,000
	11	144,300	191,300	233,600	295,100
	12	145,400	193,100	235,200	297,100
	13	146,500	194,700	236,800	299,200
	14	147,900	196,500	238,400	301,300
	15	149,200	198,300	240,000	303,300
	16	150,500	200,100	241,600	305,400
	17	151,800	201,800	243,200	307,200
	18	153,300	203,600	244,700	309,300
	19	154,800	205,400	246,200	311,400
	20	156,400	207,200	247,700	313,400
	21	157,700	208,600	249,200	315,400
	22	159,200	210,400	251,100	317,400
	23	160,700	212,100	252,900	319,500
	24	162,200	213,900	254,700	321,600
	25	163,600	215,600	256,400	323,100
	26	166,300	217,300	258,300	325,100
	27	168,900	219,000	260,200	327,100
	28	171,500	220,600	261,900	329,200
	29	174,200	222,200	263,900	331,100
	30	175,900	223,900	265,800	333,000
	31	177,600	225,600	267,600	335,000
	32	179,300	227,200	269,500	336,900

33	180,800	228,700	271,200	338,800
34	182,600	230,300	273,100	340,700
35	184,400	231,800	275,000	342,500
36	186,100	233,200	276,800	344,400
37	187,700	234,600	278,500	345,900
38	189,200	235,800	280,400	347,300
39	190,700	237,000	282,200	348,800
40	192,200	238,300	284,100	350,300
41	193,500	239,600	285,800	351,900
42	194,800	241,000	287,500	352,700
43	196,100	242,300	289,300	353,900
44	197,400	243,600	291,100	354,900
45	198,700	244,600	292,800	355,800
46	200,000	246,100	294,500	356,900
47	201,300	247,700	296,200	357,800
48	202,600	249,200	297,800	358,900
49	203,800	250,600	299,500	359,800
50	205,100	251,500	301,200	360,500
51	206,400	252,300	302,800	361,200
52	207,700	253,100	304,500	361,900
53	208,800	253,700	305,700	362,300
54	209,900	254,900	307,200	362,900
55	211,000	256,100	308,800	363,600
56	212,100	257,200	310,400	364,300
57	213,300	258,400	312,000	364,600
58	214,300	259,600	313,600	365,300
59	215,300	260,800	315,200	366,000
60	216,300	262,000	316,700	366,700
61	217,100	263,000	318,200	367,000
62	217,900	264,200	319,400	367,600
63	218,800	265,400	320,600	368,300
64	219,700	266,600	321,800	368,900
65	220,400	267,400	322,500	369,200
66	221,700	268,500	324,500	369,800
67	223,000	269,600	326,800	370,500
68	224,300	270,700	329,000	371,100

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

69	225,200	271,800	331,300	371,500
70	226,400	272,800	333,200	372,000
71	227,600	273,900	335,500	372,600
72	228,800	275,000	337,600	373,100
73	230,000	275,800	339,600	373,600
74	231,200	276,700	340,700	374,200
75	232,400	277,500	341,800	374,700
76	233,600	278,400	342,800	375,000
77	234,800	279,300	344,000	375,400
78	236,000	280,100	345,000	375,900
79	237,200	280,900	345,900	376,300
80	238,300	281,700	346,800	376,700
81	239,400	282,500	347,800	377,100
82	240,400	283,300	348,700	377,600
83	241,400	284,100	349,600	378,000
84	242,400	284,900	350,400	378,400
85	243,500	285,600	351,000	378,700
86	244,500	285,900	351,800	379,200
87	245,400	286,500	352,700	379,700
88	246,400	287,000	353,600	380,300
89	247,400	287,400	354,500	381,000
90	248,300	287,700	355,400	381,500
91	249,200	288,300	356,200	382,100
92	250,100	288,600	356,800	382,700
93	251,000	289,000	357,400	383,400
94	251,800	289,600	358,300	383,600
95	252,600	290,200	359,200	383,800
96	253,400	290,800	360,100	384,400
97	254,200	291,100	360,400	385,000
98	254,800		361,300	385,200
99	255,400		362,100	385,700
100	256,000		363,000	386,300
101	256,400		363,300	386,600
102	256,900		364,200	387,100
103	257,400		365,000	387,700
104	257,900		365,800	387,900

105	258,500		366,200	388,500
106	259,000		367,000	388,700
107	259,500		367,500	389,100
108	260,000		368,400	389,700
109	260,400		368,700	390,400
110	260,700		369,600	390,700
111	261,000		370,100	391,200
112	261,300		370,900	391,600
113	261,500		371,500	391,900
114	261,900		372,200	
115	262,300		372,900	
116	262,700		373,700	
117	262,900		374,400	
118			375,000	
119			375,600	
120			376,200	
121			376,600	
122			377,200	
123			377,800	
124			378,400	
125			378,600	
126			379,100	
127			379,600	
128			380,200	
129			380,400	
130			380,900	
131			381,500	
132			382,100	
133			382,300	
134			382,600	
135			383,200	
136			383,800	
137			384,300	
再任用職員	185,400	212,900	239,000	272,300

備考(一) この表の「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された現業職員をいう。

(二) この表の「再任用職員以外の職員」とは、現業職員のうち再任用職員を除いた現業職員をいう。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。



公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第三十号

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の四第一項第一号中「五万四千百五十円」を「七万四万円」に改め、同項第二号中「五万円」を「六万五千元」に改め、同項第三号中「四万五千八百五十円」を「五万九千五百五十円」に改め、同項第四号中「四万七千七百円」を「五万四千百五十円」に改め、同項第五号中「三万三千二百五十円」を「四万三千二百五十円」に改め、同項第六号中「二万五千元」を「三万二千五百円」に改め、同項第七号中「二万八千五百円」を「二万七千五百円」に改め、同項第八号中「一万六千七百円」を「二万七千七百円」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第二号中「前号」を「第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第一号」を「第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第七条第五項第二号中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

第十条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第十六項中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改める。

附則第二十二項中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条」に、「附則第二十五条」を「附則第十一条」に改める。

附則第二十四項中「第六十三条第二項」を「第五十条の十第二項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第七条第五項第二号、第十条第二項並びに附則第十六項及び第二十二項の改正規定は、公布の日から施行する。

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

**三重県条例第三十一号**

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「	三重県立名張西高等学校	名張市	全日制	」	を
「	三重県立名張西高等学校	名張市	全日制	」	に改める。
「	三重県立名張青峰高等学校	名張市	全日制	」	

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例に基づき設置される学校への入学に係る必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

**三重県条例第三十二号**

三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

三重県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（法の適用）

第二条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第二条第三項及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第一条第二項の規定に基づき、三重県電気事業について、法の規定の全部を適用する。

第四条第三号の表を次のように改める。

施設名	最大出力	供給先
三重ごみ固形燃料発電所	キロワット  一一、〇五〇	電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十号の電気事業者で電気の供給に関する契約の相手方となつたもの及び三重ごみ固形燃料発電所の存する敷地と同一の敷地内に存する施設の管理者

第五条第一項中「地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第三十三号

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の二に次の一項を加える。

- 2 前項に規定する場合のほか、前条の手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第十六条中「勤務成績」を「、管理者が別に定める期間における人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況」に改める。

第二十四条第一項中「、第五条の二」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

三重県水道供給条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第三十四号

三重県水道供給条例の一部を改正する条例

三重県水道供給条例（昭和四十三年三重県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表中「一、〇〇〇円」を「九八〇円」に、「六七〇円」を「七〇〇円」に、「二、九三〇円」を「一、七一〇円」に、「二、五六〇円」を「二、三〇〇円」に、「二、七五〇円」を「二、四九〇円」に、「一、〇七〇円」を「七八〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第三十五号

病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

- 2 前項に規定する場合のほか、前条の手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第十九条中「**に対し、**」の下に「**管理者が別に定める期間における人事評価の結果及び**」を加え、「**(第十四条の管理又は監督の地位の職のうち管理者が定めるものにある職員にあつては管理者が別に定める期間)**」を削り、「**その者の勤務成績**」を「**勤務の状況**」に改める。

第二十七条第一項中「**、第九條**」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第三十六号

三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例

三重県警察職員定員条例（昭和三十二年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「二三三人」を「二三四人」に、「一、七六五人」を「一、七七三人」に、「九二三人」を「九二八人」に、「三、〇三三人」を「三、〇四七人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第三十七号

三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例

三重県暴力団排除条例（平成二十二年三重県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「敷地」の下に「（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）」を加え、同項第七号を次のように改める。

七 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条に規定する少年院

第十八条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三条に規定する少年鑑別所

第十八条第二項中「の際、現に」を「又は同項の規定の適用の際、現に開設し、又は」に改め、「及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であつて、その開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより、同項に規定する区域内において運営されることとなつたもの」を削り、「これらの」を「当該」に改める。

第十九条第一項第三号を削る。

第二十二條第一項中「第十九條第一項」を「第十九條」に、「同項」を「同條」に改め、同條第二項を削る。

第二十七條及び第二十八條中「第十九條第一項、第二十二條第一項」を「第十九條、第二十二條」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、第十八条第一項の改正規定（「敷地」の下に「（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）」を加える部分を除く。）は、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の施行の日から施行する。



三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第三十八号

三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「指定介護予防訪問介護事業者(指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護(以下この条及び第七条第二項において「指定介護予防訪問介護」という。)の事業を行う者をいう。次項及び第七条第二項において同じ。)」を「法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)第五条による改正前の法(第二十七条第三項、第八十八条第三項及び第百十八条第三項において「旧法」という。)第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町が定めるものに限る。以下この項及び次項並びに第七条第二項において「第一号訪問事業」という。)に係る法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者(次項、第八十八条第三項並びに第九十条第二項第二号及び第七項において「指定事業者」という。)」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「第一号訪問事業」に、「及び指定介護予防訪問介護の利用者」を「又は第一号訪問事業の利用者」に改め、同条第四項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第一号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「第一号訪問事業」に、「三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第十八号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第五条第一項から第三項までに規定する」を「市町の定める第一号訪問事業の」に改める。

第七条第二項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第一号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第七条第一項に規定する」を「市町の定める第一号訪問事業の」に改める。

第二十七条第三項中「基準該当介護予防訪問介護(基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービスをいう。第二十九条第二項において同じ。)の事業」を「法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス(法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。第四十六条第三項、第百十八条第三項、第百六十二条第三項及び第二百二十八条第二項において同じ。))に相当するものとして市町が定めるものに限る。以下この項及び第二十九条第二項において「第一号訪問事業」という。)」に、「指定介護予防サービス等基準条例第二十六条第一項及び第二項に規定する」を「市町の定める第一号訪問事業の」に改める。

第二十九条第二項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第二十八条第一項に規定する」を「市町の定める第一号訪問事業の」に改める。

第三十四条第三項中「指定介護予防サービス等基準条例」を「三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十八号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）」に改める。

第五十一条中「維持回復」の下に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第五十二条第五項中「指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下この項において「指定複合型サービス」という。）」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条第十項に規定する指定複合型サービス」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）の」に改める。

第六十六条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第七十一条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

- 6 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第二百二十八条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及び当該利用者の家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下この項、次条第五項、第二百二十七条第五項及び第二百二十八条第六項において「構成員」という。）により構成される会議をいう。次条第五項、第二百二十七条第五項及び第二百二十八条第六項において同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

第七十二条に次の一項を加える。

- 5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第二百二十四条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合にあつては、第二百二十八条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十七条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第八十八条第三項中「指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下この項及び第九十条において「指定介護予防通所介護」をいう。）の事業を行う者をいう。同条において同じ。）」を「法第一百五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当

するものとして市町が定めるものに限る。以下この項並びに第九十条第二項第二号及び第七項において「第一号通所事業」という。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第八十五条第一項及び第二項に規定する」を「市町の定める第一号通所事業の人員に関する」に改める。

第九十条第二項第二号中「指定介護予防通所介護事業者」を「第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「第一号通所事業」に、「指定介護予防通所介護の利用者」を「第一号通所事業の利用者」に改め、同条第六項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第八十七条第一項から第五項までに規定する」を「市町の定める第一号通所事業の」に、「前各項」を「第一項から第四項まで及び前項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

- 5 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第九十八条の次に次の一条を加える。

（事故発生時の対応）

第九十八条の二 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定通所介護事業者は、第九十条第五項の規定による指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第百条中「第二十四条」を「第二十三条」に改める。

第百三条第一項中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第百七条に次の一項を加える。

- 4 第二項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第百十六条中「第二十四条」を「第二十三条」に、「第九十八条」を「第九十八条の二」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第九十八条の二第四項中「第九十条第五項」とあるのは「第百七条第四項」と読み替えるものとする。

第百十八条第三項中「基準該当介護予防通所介護（基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービスをいう。第百二十条第二項第二号及び第

六項において同じ。)の事業」を「法第百十五條の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八條の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町が定めるものに限る。以下この項並びに第二百二十條第二項第二号及び第六項において「第一号通所事業」という。）」に、「指定介護予防サービス等基準条例第九十九條第一項及び第二項に規定する」を「市町の定める第一号通所事業」に改める。

第二百二十條第二項第二号中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第一号通所事業」に、「又は基準該当介護予防通所介護」を「又は第一号通所事業」に改め、同條第六項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第一百條第一項から第五項までに規定する」を「市町の定める第一号通所事業の」に改める。

第二百二十一條中「、第二十四條」を削る。

第二百二十三條中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第二百二十七條第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同條に次の一項を加える。

- 5 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

第二百二十八條に次の一項を加える。

- 6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合にあつては、第七十二條第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもつて、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第二百四十八條に次の一項を加える。

- 2 利用者の状況又は当該利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十六年三重県条例第九十四号）第四條に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項の規則で定める利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第二百六十一條中「若しくは」を「、」に改め、「指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）」の下に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六十二條第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第二百六十六條中「「看護職員」と」の下に「、第二百四十八條第二項中「静養室」とある

のは「静養室等」とを加える。

第九十条第三項を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下この項において「整備法」という。）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下この項及び次項において「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この条例による改正前の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において「旧条例」という。）第五条第三項及び第四項、第七条第二項、第二十七条第三項並びに第二十九条第二項の規定は、なおその効力を有する。

(介護予防通所介護に関する経過措置)

3 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧条例第八十八条第三項、第九十条第六項、第一百八条第三項及び第二百十条第六項の規定は、なおその効力を有する。

三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第三十九号

三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十六年三重県条例第九十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第二十五条）」を「（第二十五条・第二十六条）」に改める。

第三条第四項中「第十条第二十五項及び第二十六項」を「第十条第二十六項及び第二十七項」に改める。

第十条第一項中「第二十六項」を「第二十八項」に改め、同条第八項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同条第十項中「第十五項、第二十二項」を「第十六項、第二十三項」に改め、同条中第二十六項を第二十七項とし、第二十一項から第二十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十項中「主治の医師の」を「主治の医師等の」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条中第十九項を第二十項とし、第十八項を第十九項とし、第十七項を第十八項とし、同条第十六項中「第十二項」を「第十三項」に、「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第十五項を第十六項とし、第十四項を第十五項とし、第十三項を第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

- 13 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十四号）第十三条第一項に規定する訪問介護計画をいう。）等同条例及び三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第五十九号）において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第十条に次の一項を加える。

- 28 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の四十八第四項の規定により、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第二十五条中「基準該当居宅介護支援をいう。」の下に「次条において同じ。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（その他運営に関する基準）

第二十六条 この節に定めるもののほか、基準該当居宅介護支援の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第四十号

三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「（理学療法士又は作業療法士に限る。）」を削り、同項第一号中「若しくは作業療法士」を「作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同条第三項中「若しくは作業療法士」を「作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、「（理学療法士又は作業療法士に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第四十一号

三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

「第二章 介護予防訪問介護

目次中 第一節 指定介護予防訪問介護（第四条―第二十五条） を「第二

第二節 基準該当介護予防訪問介護（第二十六条―第三十一条）」

「第七章 介護予防通所介護

章 削除」に、 第一節 指定介護予防通所介護（第八十四条―第九十八条） を「第

第二節 基準該当介護予防通所介護（第九十九条―第一百三二条）」

七章 削除」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第四条から第三十一条まで 削除

第三十三条第三項中「指定居宅サービス等基準条例」を「三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十四号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）」に改める。

第三十五条の次に次の二条を加える。

（内容及び手続の説明及び同意）

第三十五条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は当該利用申込者の家族に対し、第四十一条の重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又は当該利用申込者の家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、当該文書に記すべき重要事項を規則で定める方法により提供することができる。

（提供拒否の禁止）

第三十五条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由がなく、指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。



第三十六条第一項中「法定代理受領サービス」の下に「（法第五十三条第四項の規定により、介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）」を、「利用料」の下に「（法第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）」を、「介護予防サービス費用基準額」の下に「（法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。以下同じ。）」を加える。

第三十七条第一項中「の介護予防」の下に「（法第八条の二第二項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）」を加える。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（利用者に関する市町村への通知）

第三十八条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第四十一条の次に次の六条を加える。

（非常災害対策）

第四十一条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という。）に対処するため、事業の実情に応じた、非常災害の発生時の安全確保のために必要な行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的な計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業者に周知するよう努めなければならない。

（衛生管理等）

第四十一条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（秘密保持等）

第四十一条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は当該利用者の家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は当該利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な場合

において、利用者の個人情報を用いるときは当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いるときは当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第四十一条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第四十一条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者又は当該利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村が利用者からの苦情に関して調査を行う場合においては、当該調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第四十一条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第四十三条を次のように改める。

## 第四十三条 削除

第四十八条中「第八条、第九条、第十四条、第十八条から第二十一条まで、第二十二条（第六項及び第七項を除く。）及び第二十三条並びに前節（第三十三条から第三十五条まで、第三十六条第一項、第四十三条及び」を「前節（第三十三条から第三十五条まで、第三十六条第一項、第四十一条の六第六項及び第七項、第四十三条並びに」に、「第八条第一項中「第十七条」を「第三十五条の二第一項中「第四十一条」に改め、「同項及び第十九条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、同条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽等の設備及び備品等」と」を削り、「第三十二条」との下に「第四十一条の三第二項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と」を加える。

第五十六条第四項中「係る介護予防サービス計画」の下に「（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）」を加え、同条第十二項中「指定介護予防支援事業者」の下に「（法第八条の二第十八項に規定する介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）」を加える。

第六十二条中「第八条、第九条、第十四条、第十八条から第二十三条まで及び第四十条」を「第三十五条の二、第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条及び第四十一条の二から第四十一条の七まで」に、「第八条第一項中「第十七条」を「第三十五条の二第一項中「第四十一条」に、「同項及び第十九条第一項中「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に改め、「第五十三条まで」との下に「第四十一条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、同条第二項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第六十五条第一項中「者（以下この章」の下に「及び第百八条第七項」を加える。

第六十九条第一項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「伝達」の下に「又はサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下この項及び第百三十条第二項において「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。第百八条第二項において同じ。）若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画（次項に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画をいう。）又は介護予防通所リハビリテーション計画（第百八条第三項に規定する介護予防通所リハビリテーション計画をいう。）の作成のために、利用者及び当該利用者の家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（第七項及び第百八条第七項において「構成員」という。）により構成される会議をいう。第七項並びに第百八条第二項及び第七項において同じ。）」を加え、同条第十四項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第七項から同条第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第二百五条第二項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合にあつては、第百八条第三項から第六項までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第三項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第七十二条中「第八条、第九条、第十四条、第十八条から第二十二條まで及び第四十条」を「第三十五条の二、第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条及び第四十一条の二から第四十一条の七まで」に、「第八条第一項中「第十七条」を「第三十五条の二第一項中「第四十一条」に、「同項及び第十九条第一項中「訪問介護員等」を「「介護予防訪問入浴介護従業者」に改め、「第六十六条まで」と」の下に「、第四十一条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護」に改め、「第七十六條まで」と」の下に「、第四十一条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等」と、同条第二項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第八十二条中「第八条、第九条、第十四条、第十八条から第二十二條まで及び第四十条」を「第三十五条の二、第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条及び第四十一条の二から第四十一条の七まで」に、「第八条第一項中「第十七条」を「第三十五条の二第一項中「第四十一条」に、「同項及び第十九条第一項中「訪問介護員等」を「「介護予防訪問入浴介護従業者」に改め、「第七十六條まで」と」の下に「、第四十一条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、同条第二項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第七章を次のように改める。

#### 第七章 削除

第八十四条から第百三条まで 削除

第百六条の次に次の一条を加える。

#### （利用料等の受領）

第百六条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを利用者に提供した際には、当該利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを利用者に提供した際に当該利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前二項の規定による支払を受ける額

のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は当該利用者の家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

第百八条第一項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「伝達」の下に「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」を加え、同条第十三項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項から同条第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項の次に次の一項を加える。

- 7 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合にあつては、第六十九条第三項から第六項までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第三項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百八条の次に次の一条を加える。

（緊急時の対応）

第百八条の二 介護予防通所リハビリテーション従業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行つている間に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

第百十一条の次に次の二条を加える。

（定員の遵守）

第百十一条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行つてはならない。ただし、非常災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第百十一条の三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に対処するため、消火器その他の必要な設備を設けるとともに、事業の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

第百十四条中「第八条、第九条、第十四条、第十五条、第二十条から第二十三条まで、第八十八条、第九十三条及び第九十四条」を「第三十五条の二、第三十五条の三、第三十八条の二及び第四十一条の四から第四十一条の七まで」に、「第八条第一項中「第十七条」を「第三十五条の二第一項中「第四十一条」に、「同項及び第十五条中「訪問介護員等」

を「「介護予防訪問入浴介護従業者」に改める。

第二百二十一条第二項中「第八条第二項」を「第三十五条の二第二項」に改める。

第二百三十条に次の一項を加える。

- 2 利用者の状況又は当該利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項の規則で定める利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第二百三十条の次に次の一条を加える。

(衛生管理等)

第二百三十条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二百三十二条中「第九条、第十四条、第二十条から第二十三条まで、第四十条、第九十四条及び第九十五条」を「第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条、第四十一条の四から第四十一条の七まで及び第百十一条の三」に改める。

第二百四十一条中「、第百三十一条及び第百三十二条」を「及び第百三十条の二から第百三十二条まで」に改める。

第二百四十二条の見出し中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条中「指定介護予防通所介護事業所（第八十五条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）若しくは」を削り、「平成十八年厚生労働省令第三十六号」の下に「。以下この項及び第百九十五条第三項において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。」を、「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。」の下に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加え、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第二百四十七条第一項中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第二百四十八条中「第九条、第十四条、第二十条、第二十一条、第二十二条（第六項及び第七項を除く。）、第二十三条、第四十条、第九十四条、第九十五条」を「第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条、第四十一条の四、第四十一条の五、第四十一条の六（第六項及び第七項を除く。）、第四十一条の七、第百十一条の三」に改め、「「看護職員」と」の下に「、第百三十条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第百六十二条中「第九条、第十四条、第二十条から第二十三条まで、第四十条、第九十四条」を「第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条、第四十一条の四から第四十一条

の七まで、第百十一条の三」に改める。

第百七十三条第三項を削る。

第百七十七条第四項中「第八条第二項」を「第三十五条の二第二項」に改める。

第百八十六条中「第十四条、第二十条から第二十三条まで、第三十九条、第四十条、第九十四条及び第九十五条」を「第三十八条の二から第四十条まで、第四十一条の四から第四十一条の七まで、第百十一条の三及び第百三十条の二」に改める。

第百八十八条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第百九十二条第四項中「第八条第二項」を「第三十五条の二第二項」に改める。

第百九十五条第二項中「受託介護予防サービス事業者は」の下に「、指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「をいう。）」の下に「又は法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）」を加え、同条第三項中「指定介護予防訪問介護」を「指定訪問介護（指定居宅サービスに該当する指定訪問介護をいう。次項において同じ。）」、指定通所介護（指定居宅サービスに該当する指定通所介護をいう。次項において同じ。）」に改め、「、指定介護予防通所介護」を削り、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を「指定地域密着型介護予防サービス基準」に改め、「指定介護予防認知症対応型通所介護」の下に「並びに法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。次項において「指定第一号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第一号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。次項において「指定第一号通所事業」という。）に係るサービス」を加え、同条第四項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 指定訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス
- 二 指定通所介護又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス
- 三 指定介護予防訪問看護

第百九十七条中「第十四条、第二十条から第二十三条まで、第三十九条、第四十条、第九十四条、第九十五条」を「第三十八条の二から第四十条まで、第四十一条の四から第四十一条の七まで、第百十一条の三、第百三十条の二」に、「第二十條第一項中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第三十九条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第四十条第二項中「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第百八十八条から第百九十二条まで」とを「第三十九条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第四十条第二項中「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第百八十八条から第百九十二条まで」と、第四十一条の四第一項中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と」に改める。

第二百十條中「第八条、第九条、第十四条、第二十条から第二十三条まで及び第四十条」

を「第三十五条の二、第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条及び第四十一条の四から第四十一条の七まで」に、「第八条中第一項「第十七条」を「第三十五条の二第一項中「第四十一条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に改める。

第二百十三条中「第八条、第九条、第十四条、第二十条、第二十一条、第二十二条（第六項及び第七項を除く。）、第二十三条、第四十条」を「第三十五条の二、第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条、第四十一条の四、第四十一条の五、第四十一条の六（第六項及び第七項を除く。）、第四十一条の七」に、「第八条第一項中「第十七条」を「第三十五条の二第一項中「第四十一条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に改める。

第二百二十四条中「第八条、第九条、第十四条、第十九条から第二十三条まで、第四十条」を「第三十五条の二、第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条、第四十一条の三から第四十一条の七まで」に、「第八条第一項中「第十七条」を「第三十五条の二第一項中「第四十一条」に、「同項及び第十九条第一項中「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に改め、「第二百十八条まで」との下に、「第四十一条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

##### （介護予防訪問介護に関する経過措置）

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下この項及び附則第八項において「整備法」という。）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下この項及び附則第五項において「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（次項及び附則第九項において「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（附則第四項において「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、この条例（附則第十項の規定を除く。）による改正前の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第四条から第三十一条までの規定は、なおその効力を有する。
- 3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第五条第二項及び第四項並びに第七条第二項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧条例の規



定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条第四項	指定訪問介護事業者	法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（前條に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第一号訪問事業
	三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十四号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第五条第一項から第三項までに規定する	市町の定める当該第一号訪問事業の
第七条第二項	指定訪問介護事業者	第五条第四項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第一号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第七条第一項に規定する	市町の定める当該第一号訪問事業の

4 附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第二十六条第三項及び第二十八条第二項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業及び介護保険法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十六条第三項	基準該当訪問介護（基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービスをいう。第二十八条第二項において同じ。）の事業	法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町が定めるものに限る。）
	指定居宅サービス等基準条例第二十七条第一項及び第二項に規定する	市町の定める当該第一号訪問事業の
第二十八条第二項	基準該当訪問介護の事業	第二十六条第三項に規定する第一号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例	市町の定める当該第一号訪問事

第二十九条第一項に規定する 業の

(介護予防通所介護に関する経過措置)

- 5 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護（次項及び附則第九項において「旧指定介護予防通所介護」という。）又は法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（附則第七項において「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、旧条例第八条及び第九条（第九十七条及び第一百二条において準用する場合に限る。）、第十四条及び第十五条（第九十七条及び第一百二条において準用する場合に限る。）、第二十條及び第二十一条（第九十七条及び第一百二条において準用する場合に限る。）、第二十二條第一項から第五項まで（第九十七条及び第一百二条において準用する場合に限る。）、第二十二條第六項及び第七項（第九十七条において準用する場合に限る。）、第八十四条から第九十七条まで、第九十九条から第一百二条まで、第一百四十三條及び第一百四十七條第一項の規定は、なおその効力を有する。
- 6 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第八十五条第三項及び第八十七条第六項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第一百五條の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十五条第三項	指定通所介護事業者（指定居宅サービスに該当する通所介護（以下この項及び第八十七条において「指定通所介護」という。）の事業を行う者をいう。同条において同じ。）	法第一百五條の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第八十八条第一項及び第二項に規定する	市町の定める当該第一号通所事業の
第八十七条第六項	指定通所介護事業者	第八十五条第三項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第九十条第一項から第五項までに規定する	市町の定める当該第一号通所事業の

- 7 附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第九十九条第三項及び第一百一条第六項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業及び介護保険法第一百五條の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に

運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十九条第三項	基準該当通所介護（基準該当 居宅サービスに該当する通所 介護又はこれに相当するサー ビスをいう。第百一条第二項 及び第六項において同じ。）	法第百十五條の四十五第一項第 一號ロに規定する第一號通所事 業（基準該当介護予防通所介護に 相当するものとして市町が定め るものに限る。）
	指定居宅サービス等基準条例 第百十八條第一項及び第二項 に規定する	市町の定める当該第一號通所事 業の
第百一条第六項	基準該当通所介護の事業	第九十九条第三項に規定する第 一號通所事業
	指定居宅サービス等基準条例 第百二十條第一項から第五項 までに規定する	市町の定める当該第一號通所事 業の

8 整備法附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係るこの条例による改正後の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（次項において「新条例」という。）第百九十五条第二項の適用については、同項中「指定事業者（）」とあるのは「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。）」とする。

9 新条例第百九十五条第二項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合、同条第三項中「指定通所介護をいう。次項において同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。次項において同じ。）」、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。）に該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。）」と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは、「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。）」と、同条第四項第一号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第二号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

（旧条例の一部改正）

10 附則第二項及び第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例の一

部を次のように改正する。

第八十七条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

- 5 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第九十五条の次に次の一条を加える。

（事故発生時の対応）

第九十五条の二 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- 4 指定介護予防通所介護事業者は、第八十七条第七項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第九十七条中「第二十三条」を「第二十二條」に改める。

第二百二条中「、第二十三条」を削る。

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第四十二号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例

三重県議会委員会条例（昭和三十一年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、この条例による改正後の三重県議会委員会条例第十七条の規定は適用せず、この条例による改正前の三重県議会委員会条例第十七条の規定は、なおその効力を有する。



---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---